

新	旧
<p>別紙 婦人保護費国庫負担金及び国庫補助金交付要綱</p> <p>(通 則)</p> <p>1 略</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 略</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 略</p>	<p>別紙 婦人保護費国庫負担金及び国庫補助金交付要綱</p> <p>(通 則)</p> <p>1 婦人保護費国庫負担金及び国庫補助金（以下「補助金等」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、売春防止法（昭和31年法律第118号）、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年<del>第</del>省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 この補助金等は、売春防止法に基づき要保護女子についてその転落の未然防止と保護更生を図ること及び配偶者暴力防止法に基づき配偶者からの暴力被害者である女性の保護等を目的とする。</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金等は、次の事業を交付の対象とする。</p> <p>(1) 婦人保護事業費負担金 売春防止法第34条第2項第3号及び配偶者暴力防止法第3条第3項第3号（同第4項の規定により、厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）の規定により、都道府県が行う婦人相談所による一時保護の実施に係る事業</p> <p>(2) 婦人相談所運営費負担金 売春防止法第38条第1項第1号及び配偶者暴力防止法第27条第1項第1号の規定により、都道府県が行う婦人相談所の運営事業</p> <p>(3) 婦人保護事業費補助金 昭和38年3月19日厚生省発社第34号厚生事務次官通知「婦人保護事業の実施要領について」の第四の6により、都道府県が行う婦人保護施設（婦人保護長期収容施設を含む。）の運営事業</p>

新	旧
<p>(交付額の算定方法)</p> <p>4 略</p> <p>(交付の条件)</p> <p>5 略</p>	<p>(交付額の算定方法)</p> <p>4 この補助金等の交付額は、次により算出された額とする。</p> <p>(1) 別紙の表の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>(2) (1)により選定された額に第5欄に掲げる負担(補助)率を乗じる。</p> <p>(3) (2)により算出された額の合計額を交付額とする。</p> <p>(交付の条件)</p> <p>5 この補助金等の交付決定には、次の条件が付されるものとする。</p> <p>(1) 事業に要する経費の配分の変更については、次により行うものとする。</p> <p>ア 婦人保護事業費負担金、婦人相談所運営費負担金及び婦人保護事業費補助金間での経費の配分の変更は、してはならないものとする。</p> <p>イ 婦人保護事業費補助金に係る事業に要する経費の種目間での配分の変更(交付決定におけるそれぞれの配分額のいずれか低い額の10%以内の変更を行う場合には、当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局長(徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあつては四国厚生支局長、以下「地方厚生(支)局長」という。)の承認を受けなければならない。</p> <p>(2) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、地方厚生(支)局長の承認を受けなければならない。</p> <p>(3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、地方厚生(支)局長の承認を受けなければならない。</p> <p>(4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、地方厚生(支)局長の承認を受けないでこの補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。</p> <p>(5) 地方厚生(支)局長の承認を受けて財産を処分することにより収入があつた場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p> <p>(6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。</p> <p>(7) この補助金等と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を</p>

新	旧
	<p>整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。</p>
<p>(申請手続)</p>	<p>(申請手続)</p>
<p>6 略</p>	<p>6 都道府県知事は、別紙様式2による申請書に関係書類を添えて、毎年度の8月末日までに地方厚生（支）局長に提出するものとする。</p>
<p>(変更申請手続)</p>	<p>(変更申請手続)</p>
<p>7 略</p>	<p>7 この補助金等の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、6に定める申請手続に従い、別に定める期日までに行うものとする。</p>
<p>(交付決定までの標準的処理期間)</p>	<p>(交付決定までの標準的処理期間)</p>
<p>8 略</p>	<p>8 国は、6又は7に定める申請書が到達した日から起算して、原則として70日以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。</p>
<p>(補助金等の概算払)</p>	<p>(補助金等の概算払)</p>
<p>9 略</p>	<p>9 厚生労働大臣は、補助金等の概算払をする必要があると認める場合には、国の支払計画承認額の範囲内において、概算払いをすることができる。</p>
<p>(実績報告)</p>	<p>(実績報告)</p>
<p>10 略</p>	<p>10 都道府県知事は、別紙様式3による事業実績報告書に関係書類を添えて、翌年度の6月末日（5の（3）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日）までに地方厚生（支）局長に提出しなければならない。</p>
<p>(補助金等の返還)</p>	<p>(補助金等の返還)</p>
<p>11 略</p>	<p>11 地方厚生（支）局長は、交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めてその超える部分について国庫に返還することを命ずる。</p>

新

(その他)

12 略

旧

(その他)

12 特別の事情により4, 6, 7及び10に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ地方厚生(支)局長の承認を受けてその定めるところによるものとする。

新

旧

略

別紙 婦人保護費交付基準

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
婦人保護事業費負担金	事務費	<p>次に掲げる額の合算額</p> <p>1 別表に示す「施設事務費算定基準」によって算定された額（経費の種類ごとにそれぞれの単価に員数（別に定める「職員職種別配置基準」を限度とする。）を乗じて得た額の合算額）を、当該施設の取扱定員に12を乗じた数によって除して得た額（円未満切捨）と、表1「施設事務費基準限度額」とを比較していずれか少ない方の額に取扱定員と12を乗じて得た額（以下「標準国庫補助基本額」という。）とする。</p> <p>ただし、職員職種別配置基準を満たす施設であって、指導員が配置基準を超えて配置されている場合には、当該超えた指導員数の範囲内において、厚生労働大臣が必要と認めた指導員数（以下「指導員加算数」という。）を限度として「施設事務費算定基準」によって算定された額（指導員に係る経費の種類ごとにそれぞれの単価に指導員加算数を乗じて得た額の合算額）を、当該施設の取扱定員に12を乗じた数によって除して得た額（円未満切捨）と表2「指導員1人当たり加算限度額」に指導員加算数を乗じて得た額とを比較していずれか少ない方の額に取扱定員と12を乗じて得た額を標準国庫補助基本額に加算することができる。</p>	<p>婦人相談所一時保護所職員設置のために必要な給料、賃金、職員手当等及び運営のために必要な旅費、需用費（印刷製本費、食糧費、光熱水費、燃料費、修繕料、役務費（通信運搬費）、備品購入費、委託料等</p>	5/10

新

旧

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
------	------	-------	--------	-----------

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
------	------	-------	--------	-----------

表 1 施設事務費基準限度額 (単位:円)

表 1 施設事務費基準限度額 (単位:円)

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100
20名以下	218,400	213,900	209,300	206,300	203,200	200,200
21 ~ 30	145,900	142,800	139,800	137,800	135,800	133,700
31 ~ 40	109,600	107,300	105,100	103,500	102,000	100,500
41 ~ 50	87,800	86,000	84,200	83,000	81,800	80,600
51 ~ 60	81,500	79,800	78,100	76,900	75,800	74,700
61 ~ 70	70,000	68,500	67,000	66,100	65,100	64,100
71 ~ 80	61,300	60,000	58,800	57,900	57,000	56,200
81 ~ 90	54,600	53,500	52,300	51,600	50,800	50,000
91 ~ 100	49,200	48,200	47,200	46,500	45,800	45,100

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100
20名以下	219,300	214,700	210,200	207,100	204,100	201,000
21 ~ 30	146,500	143,400	140,400	138,300	136,300	134,300
31 ~ 40	110,100	107,800	105,500	104,000	102,400	100,900
41 ~ 50	88,200	86,400	84,500	83,300	82,100	80,900
51 ~ 60	81,800	80,100	78,400	77,300	76,100	75,000
61 ~ 70	70,300	68,800	67,300	66,300	65,400	64,400
71 ~ 80	61,600	60,300	59,000	58,100	57,300	56,400
81 ~ 90	54,800	53,700	52,500	51,800	51,000	50,200
91 ~ 100	49,400	48,400	47,400	46,700	46,000	45,300

地域区分 定員	3/100	その他
20名以下	195,600	191,100
21 ~ 30	130,700	127,600
31 ~ 40	98,200	95,900
41 ~ 50	78,700	76,900
51 ~ 60	72,900	71,200
61 ~ 70	62,600	61,200
71 ~ 80	54,900	53,600
81 ~ 90	48,900	47,800
91 ~ 100	44,100	43,100

地域区分 定員	3/100	その他
20名以下	196,400	191,800
21 ~ 30	131,200	128,200
31 ~ 40	98,600	96,300
41 ~ 50	79,000	77,200
51 ~ 60	73,200	71,500
61 ~ 70	62,900	61,400
71 ~ 80	55,100	53,800
81 ~ 90	49,100	48,000
91 ~ 100	44,300	43,200

新

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
------	------	-------	--------	-----------

表 2 指導員1人当たり加算限度額 (単位:円)

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100
20名以下	25,200	24,700	24,100	23,700	23,300	22,900
21 ~ 30	16,800	16,400	16,100	15,800	15,500	15,300
31 ~ 40	12,600	12,300	12,000	11,900	11,700	11,500
41 ~ 50	10,100	9,900	9,600	9,500	9,300	9,200
51 ~ 60	8,400	8,200	8,000	7,900	7,800	7,600
61 ~ 70	7,200	7,000	6,900	6,800	6,700	6,600
71 ~ 80	6,300	6,200	6,000	5,900	5,800	5,700
81 ~ 90	5,600	5,500	5,400	5,300	5,200	5,100
91 ~ 100	5,000	4,900	4,800	4,700	4,700	4,600

地域区分 定員	3/100	その他
20名以下	22,400	21,800
21 ~ 30	14,900	14,500
31 ~ 40	11,200	10,900
41 ~ 50	8,900	8,700
51 ~ 60	7,500	7,300
61 ~ 70	6,400	6,200
71 ~ 80	5,600	5,400
81 ~ 90	5,000	4,800
91 ~ 100	4,500	4,400

旧

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
------	------	-------	--------	-----------

表 2 指導員1人当たり加算限度額 (単位:円)

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100
20名以下	25,400	24,800	24,200	23,800	23,400	23,100
21 ~ 30	16,900	16,500	16,100	15,900	15,600	15,400
31 ~ 40	12,700	12,400	12,100	11,900	11,700	11,500
41 ~ 50	10,100	9,900	9,700	9,500	9,400	9,200
51 ~ 60	8,500	8,300	8,100	7,900	7,800	7,700
61 ~ 70	7,200	7,100	6,900	6,800	6,700	6,600
71 ~ 80	6,300	6,200	6,100	6,000	5,900	5,800
81 ~ 90	5,600	5,500	5,400	5,300	5,200	5,100
91 ~ 100	5,100	5,000	4,800	4,800	4,700	4,600

地域区分 定員	3/100	その他
20名以下	22,500	21,900
21 ~ 30	15,000	14,600
31 ~ 40	11,200	10,900
41 ~ 50	9,000	8,800
51 ~ 60	7,500	7,300
61 ~ 70	6,400	6,300
71 ~ 80	5,600	5,500
81 ~ 90	5,000	4,900
91 ~ 100	4,500	4,400

新					旧				
1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率	1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
		略					<p>(注) 1 「地域区分」の適用範囲については、次によるものとする。</p> <p>(1) 「18/100」とは、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第11条の3の規定に基づく人事院規則（以下「人事院規則」という。）9-49別表（以下「別表」という。）第1の支給割合が<u>一級地</u>とされている地域とする。</p> <p>(2) 「15/100」とは、人事院規則別表第1の支給割合が<u>二級地</u>とされている地域とする。</p> <p>(3) 「12/100」とは、人事院規則別表第1の支給割合が<u>三級地</u>とされている地域及び<u>東久留米市</u>とする。</p> <p>(4) 「10/100」とは、人事院規則別表第1及び附則別表第1の支給割合が<u>四級地</u>とされている地域及び<u>習志野市、八千代市、小金井市、綾瀬市、座間市、逗子市、摂津市、大東市、広島府中町</u>とする。</p> <p>(5) 「8/100」とは、<u>東大和市、松原市</u>とする。</p> <p>(6) 「6/100」とは、人事院規則別表第1及び附則別表第1の支給割合が<u>五級地</u>とされている地域及び<u>狭山市、新座市、鳩ヶ谷市、富士見市、ふじみ野市、埼玉県三芳町、蕨市、伊勢原市、神奈川県寒川町、大阪狭山市、大阪府忠岡町、川西市</u>とする。</p> <p>(7) 「3/100」とは、人事院規則別表第1及び附則別表第1の支給割合が<u>六級地</u>とされている地域及び<u>長岡京市</u>とする。</p> <p>(8) 「その他」とは、(1)から(7)以外の地域とする。</p>		



新

旧

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対象経費	5 負担 (補助)率
		<p>2 略</p> <p>2 略</p>		

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対象経費	5 負担 (補助)率
		<p>2 取扱定員は、別に定める施設別定員とする。</p> <p>2 寒冷地手当                      国家公務員の寒冷地手当に関する法律及び同支給規則に定める支給地域に所在する婦人相談所一時保護所に勤務する職員に対して支給されるもので、毎年10月31日現在の現員に対し都道府県条例の定めるところにより支給した額の合算額と次の寒冷地手当算定方式により算定した額とを比較して少ない方の額とする。</p>		

新

旧

略

1 区分

2 種目

3

基

準

額

4 対象経費

5 負担  
(補助)率

寒冷地手当算定方式

寒冷地に所在する施設

次表の単価に員数を乗じて算定された額

単 価					員 数
1 級地	2 級地	3 級地	4 級地		
円	円	円	円		
ア 131,900	116,800	112,700	89,000	世帯主の員数	
イ 72,900	65,300	64,300	51,000	準世帯主の員数	
ウ 51,700	44,000	43,000	36,800	非世帯主の員数	

注 「寒冷地」とは、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に定める地域をいう。

- (備考) 1 「世帯主」とは、扶養親族を有する職員で主としてその収入によって世帯の生計を支えているものをいい、「準世帯主」とは、扶養親族を有しないが居住のため一戸を構え又は下宿、寮等において独立世帯を形成しているものをいい、「非世帯主」とは、世帯主及び準世帯主以外のものをいう。
- 2 「世帯主」には、寒冷地手当支給対象地域外に居住する扶養親族のある職員であつて、その扶養親族と同居しておらず、かつ扶養親族が居住する住居と寒冷地手当支給対象地域との最短距離が60キロメートル以上であるものは含まないものとする。

新		旧																						
略	1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率																			
			<p>3 夜間警備体制強化加算</p> <p>警備員を雇上げ又は委託契約等に基づき警備員を配置若しくは機械設備を利用し、夜間警備体制の強化を図る場合次の算式によって算定した額。</p> <p>ただし、警備員を配置する場合は1施設2名まで、機械設備のみの場合は1施設1式までとし、警備員と機械設備を併用する場合はどちらか一方を本加算の対象とする。</p> <p>(宿直職員が配置されており、夜間における入所者への処遇が適切に行える職員体制になっている場合に限る。なお、夜間に警備員のみとなる施設は、本加算の対象としない。)</p> <p>(算式) 施設定員×夜間警備体制強化加算分保護単価×警備員数(又は機械設備1式数)</p> <p>夜間警備体制強化加算分保護単価 (月額)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>定員</th> <th>単価(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20名以下</td> <td>8,090</td> </tr> <tr> <td>21～30</td> <td>5,390</td> </tr> <tr> <td>31～40</td> <td>4,040</td> </tr> <tr> <td>41～50</td> <td>3,230</td> </tr> <tr> <td>51～60</td> <td>2,690</td> </tr> <tr> <td>61～70</td> <td>2,310</td> </tr> <tr> <td>71～80</td> <td>2,020</td> </tr> <tr> <td>81～90</td> <td>1,790</td> </tr> <tr> <td>91～100</td> <td>1,610</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 婦人相談所の終業時間から翌日の始業時間までの間12時間以上警備員を1名配置する場合には本加算分保護単価に2を乗じた単価を加算するものとする。</p>	定員	単価(円)	20名以下	8,090	21～30	5,390	31～40	4,040	41～50	3,230	51～60	2,690	61～70	2,310	71～80	2,020	81～90	1,790	91～100	1,610	
定員	単価(円)																							
20名以下	8,090																							
21～30	5,390																							
31～40	4,040																							
41～50	3,230																							
51～60	2,690																							
61～70	2,310																							
71～80	2,020																							
81～90	1,790																							
91～100	1,610																							

新					旧				
1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率	1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
		<p>4 略</p> <p>5 略</p> <p>6 略</p> <p>7 降灰除去費 活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）に基づき、降灰防除地域の指定を受けた地域に所在する施設について 1 施設当たり年額 <u>139,540</u>円</p> <p>8 略</p> <p>9 心理療法担当職員雇上費加算 別途定めるところにより、心理療法担当職員雇上費加算が必要と認定された場合。 1 施設当たり年額 <u>1,794,442</u>円</p>					<p>4 入所者処遇特別加算 高齢者等を非常勤職員として雇用している施設であって、別途定めるところにより、入所者処遇特別加算が必要と認定された場合。</p> <p>5 単身赴任手当加算 職員のうち単身赴任者が存する施設であって、別途定めるところにより、単身赴任手当加算が必要と認定された場合。</p> <p>6 事務用冬期採暖費 北海道に所在する施設について 取扱人員×2, 210円</p> <p>7 降灰除去費 活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）に基づき、降灰防除地域の指定を受けた地域に所在する施設について 1 施設当たり年額 <u>139,330</u>円</p> <p>8 (1) 1により算定した事務費について、次の各号のいずれかに該当するときは、その事実の生じた日の属する月の翌月から1の方法に準じて事務費の額を改定すること。 ア 当該施設の取扱定員に変更を生じたとき。 イ 当該施設の職員に増減を生じたとき。 ただし、1か月以内における増減を除く。 (2) 算定した事務費の算定基礎等に誤りがあった場合は決定の時期にさかのぼって改定すること。</p> <p>9 心理療法担当職員雇上費加算 別途定めるところにより、心理療法担当職員雇上費加算が必要と認定された場合。 1 施設当たり年額 <u>1,794,410</u>円</p>		

新					旧				
1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率	1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
		<p>10 同伴児童対応指導員雇上費加算 別途定めるところにより、婦人相談所一時保護所において、主に同伴児童の対応を行う指導員の配置が必要と認定された場合。</p> <p>1 施設当たり年額 (1人配置の場合) <u>2,257,802円</u> (2人配置の場合) <u>4,515,604円</u></p> <p>11 一時保護委託費 配偶者暴力防止法に基づき配偶者から暴力を受けた者及び恋人から暴力を受けた者(以下「暴力被害者」という。)の一時保護を委託して行う場合、次により算出された額の合算額</p> <p>[14日以内の場合]</p> <p>1 暴力被害者分 (1)略</p> <p>(2)同伴児(者)加算 暴力被害者が、その家族を同伴する場合には次に示す額に各月の委託延人数を乗じた額を加算するものとする。 同伴児 就学前児童 <u>4,400円</u> 就学児から18歳未満児童 2,420円 同伴者 1,950円</p> <p>※1 同伴児とは、暴力被害者が同伴する児童(18歳未満。)とする。(以下同じ。)</p> <p>※2 同伴者とは、同伴児以外の親等の家族とする。(以下同じ。)</p> <p>2 同伴児(者)単独分 暴力被害者と、その同伴する家族を分離し一時保護を委託して行う場合は次に示す額に各月の委託延人数を乗じた額。 児童 就学前児童 <u>7,490円</u> 就学児から18歳未満の児童 5,510円</p>					<p>10 同伴児童対応指導員雇上費加算 別途定めるところにより、婦人相談所一時保護所において、主に同伴児童の対応を行う指導員の配置が必要と認定された場合。</p> <p>1 施設当たり年額 (1人配置の場合) <u>2,257,770円</u> (2人配置の場合) <u>4,515,540円</u></p> <p>11 一時保護委託費 配偶者暴力防止法に基づき配偶者から暴力を受けた者(以下「暴力被害者」という。)の一時保護を委託して行う場合、次により算出された額の合算額</p> <p>[14日以内の場合]</p> <p>1 暴力被害者分 (1)暴力被害者 各月の委託延人数に日額7,650円を乗じた額</p> <p>(2)同伴児(者)加算 暴力被害者が、その家族を同伴する場合には次に示す額に各月の委託延人数を乗じた額を加算するものとする。 同伴児 就学前児童 <u>4,450円</u> 就学児から18歳未満児童 2,420円 同伴者 1,950円</p> <p>※1 同伴児とは、暴力被害者が同伴する児童(18歳未満。)とする。(以下同じ。)</p> <p>※2 同伴者とは、同伴児以外の親等の家族とする。(以下同じ。)</p> <p>2 同伴児(者)単独分 暴力被害者と、その同伴する家族を分離し一時保護を委託して行う場合は次に示す額に各月の委託延人数を乗じた額。 児童 就学前児童 7,540円 就学児から18歳未満の児童 5,510円</p>		

新					旧				
1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率	1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
		児童以外の者 5,030円 (注) 暴力被害者の一時保護が前提であること。 (14日を超えた場合も同様。)  [14日を超えた場合] 1 暴力被害者分 (1) 暴力被害者 各月の委託延人数に日額7,500円を乗じた額 (2) 同伴児(者)加算 暴力被害者が、その家族を同伴する場合には次に示す額に各月の委託延人数を乗じた額を加算するものとする。 同伴児 就学前児童 4,400円 就学児から18歳未満児童 2,420円 同伴者 1,800円 2 同伴児(者)単独分 暴力被害者と、その同伴する家族を分離し一時保護を委託して行う場合は次に示す額に各月の委託延人数を乗じた額。 児童 就学前児童 7,490円 就学児から18歳未満の児童 5,510円 児童以外の者 4,880円  12 人身取引被害者の一時保護委託費 人身取引被害者の一時保護を委託して行う場合、次により算出された額の合算額  [14日以内の場合] 1 略  2 略					児童以外の者 5,030円 (注) 暴力被害者の一時保護が前提であること。 (14日を超えた場合も同様。)  [14日を超えた場合] 1 暴力被害者分 (1) 暴力被害者 各月の委託延人数に日額7,500円を乗じた額 (2) 同伴児(者)加算 暴力被害者が、その家族を同伴する場合には次に示す額に各月の委託延人数を乗じた額を加算するものとする。 同伴児 就学前児童 4,450円 就学児から18歳未満児童 2,420円 同伴者 1,800円 2 同伴児(者)単独分 暴力被害者と、その同伴する家族を分離し一時保護を委託して行う場合は次に示す額に各月の委託延人数を乗じた額。 児童 就学前児童 7,540円 就学児から18歳未満の児童 5,510円 児童以外の者 4,880円  12 人身取引被害者の一時保護委託費 人身取引被害者の一時保護を委託して行う場合、次により算出された額の合算額  [14日以内の場合] 1 人身取引被害者分 前項[14日以内の場合]の1の「暴力被害者」を「人身取引被害者」と読み替え、その基準額を適用する。 2 同伴児(者)単独分 前項[14日以内の場合]の2の「暴力被害者」を「人身取引被害者」と読み替え、そ		

新	旧					
略	1 区分	2 種目	3 基準額		4 対象経費	5 負担 (補助)率
			<p>の基準額を適用する。 〔14日を超えた場合〕</p> <p>1 人身取引被害者分 前項〔14日を超えた場合〕の1の「暴力被害者」を「人身取引被害者」と読み替え、その基準額を適用する。</p> <p>2 同伴児（者）単独分 前項〔14日を超えた場合〕の2の「暴力被害者」を「人身取引被害者」と読み替え、その基準額を適用する。</p> <p>13 売春防止法に基づく要保護女子の一時保護委託費 別途定めるところにより、売春防止法に基づく要保護女子（以下「要保護女子」という。）の一時保護を委託して行う場合、次により算出された額の合算額</p> <p>〔14日以内の場合〕</p> <p>1 要保護女子分 前々項〔14日以内の場合〕の1の「暴力被害者」を「要保護女子」と読み替え、その基準額を適用する。</p> <p>2 同伴児（者）単独分 前々項〔14日以内の場合〕の2の「暴力被害者」を「要保護女子」と読み替え、その基準額を適用する。</p> <p>〔14日を超えた場合〕</p> <p>1 要保護女子分 前々項〔14日を超えた場合〕の1の「暴力被害者」を「要保護女子」と読み替え、その基準額を適用する。</p> <p>2 同伴児（者）単独分 前々項〔14日を超えた場合〕の2の「暴力被害者」を「要保護女子」と読み替え、その基準額を適用する。</p>			

新

旧

略

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率																				
	事業費	<p>次に掲げる額の合算額</p> <p>1 要保護女子等分</p> <p>(1) 事業費</p> <p>各月初日の保護現員（月の中途において退所した者を除く。以下「各月初保護現員」という。）に月額54,600円を乗じた額の合算額。</p> <p>ただし、毎年11月1日からその翌年3月31日までの間は、その間の各月初保護現員に次の冬期加算額を乗じて算定した額を加えるものとする。</p> <p style="text-align: center;">冬 期 加 算 額</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>I 区</th> <th>II 区</th> <th>III 区</th> <th>IV 区</th> <th>V 区</th> <th>VI 区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">円 8,900</td> <td style="text-align: center;">円 7,100</td> <td style="text-align: center;">円 5,400</td> <td style="text-align: center;">円 4,200</td> <td style="text-align: center;">円 2,800</td> <td style="text-align: center;">円 2,200</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 地区別区分は、生活保護法による保護基準（昭和38年厚生省告示第158号）の別表第1附表の区分による婦人相談所の所在地について適用するものであること。</p> <p>(2) 妊産婦加算</p> <p>妊産婦については、各月初保護現員に掲げる区分ごとの妊産婦加算額を乗じて算定した額を、前項により算定した事業費に加えるものとする。</p> <p>ただし、妊婦については、次に掲げる妊婦の額を出産した日の属する月まで加算するものとし、産婦については出産した日の属する月の翌月から2か月間加算するものとする。</p> <p style="text-align: center;">妊 産 婦 加 算 額</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">妊 婦</th> <th rowspan="2">産 婦</th> </tr> <tr> <th>6月未満</th> <th>6月以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">円 9,140</td> <td style="text-align: center;">円 13,810</td> <td style="text-align: center;">円 8,490</td> </tr> </tbody> </table>	I 区	II 区	III 区	IV 区	V 区	VI 区	円 8,900	円 7,100	円 5,400	円 4,200	円 2,800	円 2,200	妊 婦		産 婦	6月未満	6月以上	円 9,140	円 13,810	円 8,490	<p>婦人相談所一時保護所入所者の処遇のために必要な需用費（食糧費、光熱水費、燃料費、消耗品費）、扶助費等</p>	5/10
I 区	II 区	III 区	IV 区	V 区	VI 区																			
円 8,900	円 7,100	円 5,400	円 4,200	円 2,800	円 2,200																			
妊 婦		産 婦																						
6月未満	6月以上																							
円 9,140	円 13,810	円 8,490																						



新		旧			
略	1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
				<p>(3) 母子加算            要保護女子等が乳児または幼児を養育しなければならない場合はその者の各月初日の在籍戸数(月の中途において退所した月を除く。)に月額19,380円を、養育しなければならない者が2人の場合は1,560円、3人以上1人増すごとにさらに月額770円を加算した額を乗じた額を(1)の事業費に加算するものとする。</p> <p>ただし、国民年金法(昭和34年法律第141号)の規定による遺族基礎年金の支給を受けている者はこれを除外すること。</p> <p>(注) 乳児とは、満1才未満の者、幼児とは、満1才以上小学校就学前の者をいうものであること。(以下同じ。)</p> <p>(4) 期末一時扶助費            毎年12月初日保護現員×5,070円</p> <p>(5) 被服加算            各月保護人員×月額250円</p> <p>2 要保護女子等が同伴する乳幼児</p> <p>(1) 事業費            ア 乳児の各月当初保護現員に月額37,900円を乗じた額の合計額。            イ 幼児の各月当初保護現員に月額42,600円を乗じた額の合計額。</p> <p>ただし、毎年11月1日からその翌年3月31日までの間はその間の乳児又は幼児の各月当初保護現員に前記1の(1)の冬期加算額を乗じて算定した額を加えるものとする。</p> <p>(2) 期末一時扶助費            毎年12月初日保護現員×5,070円</p> <p>(3) 被服加算            各月保護人員×月額250円</p>	

新	旧					
略	1 区分	2 種目	3 基準額		4 対象経費	5 負担(補助)率
			<p>3 事業費の算出にあたり月の途中で保護又は退所した者についての事業費（冬期加算を含む。）、妊産婦加算及び母子加算の額は次の算式により算定した額とする。</p> $\text{月額単価} \times \frac{\text{当該月の保護日数}}{30 \text{日又は当該月の日数}}$ <p>4 入所者の生活指導のための器具機材費として地方厚生（支）局長が必要と認めた額。</p>			

新		旧			
略	1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
			<p>婦人相談所運営費負担金</p> <p>次に掲げる額の合算額</p> <p>1 婦人相談所活動費</p> <p>婦人相談所が行う都道府県域内における要保護女子等の移送等を行う事業に要する経費として、地方厚生(支)局長が必要と認めた額</p> <p>2 外国人婦女子緊急一時保護経費</p> <p>婦人相談所が行う外国人婦女子緊急一時保護事業に要する経費として、地方厚生(支)局長が必要と認めた額</p> <p>3 広域措置費</p> <p>婦人相談所が行う配偶者からの暴力被害女性を他の都道府県の婦人相談所等へ移動させるための経費として、地方厚生(支)局長が必要と認めた額</p>	<p>婦人相談所が行う都道府県域内における要保護女子等の移送等を行うために必要な旅費、役務費(通信運搬費)</p> <p>婦人相談所が行う外国人婦女子緊急一時保護事業を行うために必要な旅費、役務費(通信運搬費)、通訳雇上費、婦人相談所で一時保護した人身取引被害者の医療費(医療機関における診察、検査、治療及び診断書の発行等医療に要する費用。ただし、他法他制度が利用できない場合に限る。)</p> <p>婦人相談所が行う配偶者からの暴力被害女性を他の都道府県の婦人相談所等へ移動させるために必要な旅費、需用費(燃料費)、役務費(通信運搬費)</p>	5/10

新		旧			
略	1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
			4 相談・一時保護同伴児童経費  婦人相談所が自ら行う要保護女子等に同伴する児童の保育及び学習支援等を行う事業に要する経費  当該年度の同伴児童保護延人数に日額180円を乗じた額	婦人相談所が行う要保護女子等に同伴する児童の保育及び学習支援等を行うために必要な備品購入費、需用費(消耗品費)	5/10

新

旧

略

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率						
婦人保護事業費補助金 (婦人保護長期収容施設を含む。)	事務費	<p>I 婦人保護施設</p> <p>1 〔区分〕婦人保護事業費負担金 〔種目〕事務費の基準額による。 ただし、基準額の「2 寒冷地手当」中「都道府県条例」とあるのは「都道府県条例(法人の経営する施設にあっては、当該法人の寒冷地手当の支給に関する規定)」と読み替えること。 また、基準額の「3 夜間警備体制強化加算」中「1 施設2名」とあるのは「1 施設1名」と読み替え、「(注)」の部分は除くこと。 なお、施設入所者に対して特別な処遇を行っている施設については地方厚生(支)局長がその都度承認した額。</p> <p>2 施設機能強化推進費 施設機能の充実強化を推進している施設であって別途定めるところにより、施設機能強化推進費を必要とするものと認定された場合。 別途加算単価</p> <p>3 精神科医雇上費 入院治療の必要はないが精神に障害のある者(精神科通院により投薬治療を受けている者及び施設内において専門医の処方を受けている者(以下「対象者」という))が毎年4月1日現在の実入所人員に対して10人以上を占めている施設に対し、1回当たり単価13,570円を限度として年12回の範囲内で加算する。 対象者が21人を超える施設であるときは、次表に定める回数の範囲内でさらに加算する。</p> <p>対象者が21人を超える施設への加算回数</p> <table border="1" data-bbox="1400 1310 1742 1406"> <thead> <tr> <th>対象者数</th> <th>加算回数(年間)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21~30人</td> <td>12回</td> </tr> <tr> <td>31人以上</td> <td>24回</td> </tr> </tbody> </table>	対象者数	加算回数(年間)	21~30人	12回	31人以上	24回	婦人保護施設職員設置のために必要な給料、賃金、職員手当等及び運営のために必要な旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕費)、役務費(通信運搬費)、備品購入費、委託料等	5/10
対象者数	加算回数(年間)									
21~30人	12回									
31人以上	24回									

新					旧				
1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率	1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
		<p>4 略</p> <p>5 心理療法担当職員雇上費加算 別途定めるところにより、心理療法担当職員加算が必要と認定された場合。</p> <p>(1) 常勤職員 「施設事務費算定基準」によって算定された額(心理療法担当職員に係る経費の種類ごとにそれぞれの単価に員数を乗じて得た額の合算額)を当該取扱定員に12を乗じた数によって除した額(円未満切捨)と表3「心理療法担当職員加算限度額」とを比較していずれか少ない方の額に取扱定員と12を乗じて得た額とする。</p> <p>(2) 常勤的非常勤職員 1 施設当たり年額 <u>2,962,297円</u></p> <p>(3) 非常勤職員 1 施設当たり年額 <u>1,712,122円</u></p> <p>6 同伴児童対応指導員雇上費加算 別途定めるところにより、婦人保護施設において、主に同伴児童の対応を行う指導員の配置が必要と認定された場合。</p> <p>1 施設当たり年額 (1人配置の場合) <u>2,257,802円</u> (2人配置の場合) <u>4,515,604円</u></p>					<p>4 民間施設給与等改善費 地方公共団体の経営する施設以外の施設(ただし、昭和46年7月16日社庶第121号厚生省社会局長、児童家庭局長通知にいう社会福祉事業団等の経営施設を除く。)であって、別途定めるところにより、民間施設給与等改善費の加算を必要とするものと認定された場合。 事務費基準額×別途定めるところにより決定された加算率</p> <p>5 心理療法担当職員雇上費加算 別途定めるところにより、心理療法担当職員加算が必要と認定された場合。</p> <p>(1) 常勤職員 「施設事務費算定基準」によって算定された額(心理療法担当職員に係る経費の種類ごとにそれぞれの単価に員数を乗じて得た額の合算額)を当該取扱定員に12を乗じた数によって除した額(円未満切捨)と表3「心理療法担当職員加算限度額」とを比較していずれか少ない方の額に取扱定員と12を乗じて得た額とする。</p> <p>(2) 常勤的非常勤職員 1 施設当たり年額 <u>2,976,343円</u></p> <p>(3) 非常勤職員 1 施設当たり年額 <u>1,712,090円</u></p> <p>6 同伴児童対応指導員雇上費加算 別途定めるところにより、婦人保護施設において、主に同伴児童の対応を行う指導員の配置が必要と認定された場合。</p> <p>1 施設当たり年額 (1人配置の場合) <u>2,257,770円</u> (2人配置の場合) <u>4,515,540円</u></p>		

新

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担 (補助)率
------	------	-------	--------	---------------

表 3 心理療法担当職員加算限度額 (単位:円)

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100
20名以下	24,800	24,200	23,700	23,300	23,000	22,600
21 ~ 30	16,500	16,200	15,800	15,600	15,300	15,100
31 ~ 40	12,400	12,100	11,800	11,700	11,500	11,300
41 ~ 50	9,900	9,700	9,500	9,300	9,200	9,100
51 ~ 60	8,300	8,100	7,900	7,800	7,700	7,500
61 ~ 70	7,100	6,900	6,800	6,700	6,600	6,500
71 ~ 80	6,200	6,100	5,900	5,800	5,700	5,700
81 ~ 90	5,500	5,400	5,300	5,200	5,100	5,000
91 ~ 100	5,000	4,800	4,700	4,700	4,600	4,500

地域区分 定員	3/100	その他
20名以下	22,100	21,600
21 ~ 30	14,700	14,400
31 ~ 40	11,000	10,800
41 ~ 50	8,800	8,600
51 ~ 60	7,400	7,200
61 ~ 70	6,300	6,200
71 ~ 80	5,500	5,400
81 ~ 90	4,900	4,800
91 ~ 100	4,400	4,300

旧

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担 (補助)率
------	------	-------	--------	---------------

表 3 心理療法担当職員加算限度額 (単位:円)

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100
20名以下	24,900	24,300	23,800	23,500	23,100	22,700
21 ~ 30	16,600	16,200	15,900	15,600	15,400	15,200
31 ~ 40	12,400	12,200	11,900	11,700	11,500	11,400
41 ~ 50	10,000	9,700	9,500	9,400	9,200	9,100
51 ~ 60	8,300	8,100	7,900	7,800	7,700	7,600
61 ~ 70	7,100	7,000	6,800	6,700	6,600	6,500
71 ~ 80	6,200	6,100	6,000	5,900	5,800	5,700
81 ~ 90	5,500	5,400	5,300	5,200	5,100	5,100
91 ~ 100	5,000	4,900	4,800	4,700	4,600	4,500

地域区分 定員	3/100	その他
20名以下	22,200	21,700
21 ~ 30	14,800	14,400
31 ~ 40	11,100	10,800
41 ~ 50	8,900	8,700
51 ~ 60	7,400	7,200
61 ~ 70	6,300	6,200
71 ~ 80	5,500	5,400
81 ~ 90	4,900	4,800
91 ~ 100	4,400	4,300

新					旧				
1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率	1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
		7 略  II 婦人保護長期収容施設 (1) 施設事務費は収容委託者各月の現員数に1人月額基準額84,500円を乗じて得た額とする。 (2) 施設機能強化推進費は、前項I婦人保護施設の2施設機能強化推進費の取扱いによる。 (3) 民間施設給与等改善費は、前項I婦人保護施設の4民間施設給与等改善費の算定による。 (4) 下記の都道府県にあつては、次に掲げる定数を基礎に算定する。 北海道 7人 東京都 40人 神奈川県 10人 愛知県 5人 大阪府 5人 兵庫県 7人 福岡県 5人 (注) 別表に示す「施設事務費算定基準」は婦人保護長期収容施設に適用しない。					7 人身取引被害者支援のための通訳者及びケースワーカー雇上費加算 別途定めるところにより、婦人保護施設において、人身取引被害者の対応を行う通訳者及びケースワーカーを雇い上げた場合、各月雇い上げた日数と以下の日額単価を乗じて得た額とする。 なお、当該加算については、雇上げた月を基礎として算定すること。 (1) 通訳者 1 施設当たり日額 10,790円 (2) ケースワーカー 1 施設当たり日額 7,180円  II 婦人保護長期収容施設 (1) 施設事務費は収容委託者各月の現員数に1人月額基準額78,100円を乗じて得た額とする。 (2) 施設機能強化推進費は、前項I婦人保護施設の2施設機能強化推進費の取扱いによる。 (3) 民間施設給与等改善費は、前項I婦人保護施設の4民間施設給与等改善費の算定による。 (4) 下記の都道府県にあつては、次に掲げる定数を基礎に算定する。 北海道 7人 東京都 40人 神奈川県 10人 愛知県 5人 大阪府 5人 兵庫県 7人 福岡県 5人 (注) 別表に示す「施設事務費算定基準」は婦人保護長期収容施設に適用しない。		



新					旧				
1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率	1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
	事業費	1 略  2 略  3 略  4 略  5 略				事業費	1 〔区分〕 婦人保護事業費負担金 〔種目〕 事業費の基準額（４を除く）による。 ただし、基準額中「婦人相談所」とあるのは、「婦人保護施設」と読み替えること。 なお、被服加算については、各月初日現員×月額250円とする。  2 社会適応訓練費 各月初日保護現員×月額330円  3 入所者の生活指導、職業訓練のための器具、機材費として、地方厚生（支）局長が必要と認めた額。  4 同伴児童経費 同伴児童対応指導員を配置する婦人保護施設が行う要保護女子等に同伴する児童の保育及び学習支援等に要する経費 当該年度の同伴児童保護延人数に日額180円を乗じた額  5 人身取引被害者支援のための医療費 人身取引被害者が診察、治療等の医療を受けるために要する経費	婦人保護施設入所者の処遇のために必要な需用費（食糧費、光熱水費、燃料費、消耗品費）、備品購入費、扶助費、委託料等  婦人保護施設が行う要保護女子等に同伴する児童の保育及び学習支援等を行うために必要な備品購入費、需用費（消耗品費）  婦人保護施設で保護した人身取引被害者の医療費（医療機関における診察、検査、治療及び診断書の発行等医療に要する費用。ただし、他法他制度が利用できない場合に限る。）	5/10

新	旧			
略	(別表)			
	施設事務費算定基準			
	経費の種類	経費の区分	単 価	員 数
人件費	(1) 給 与	<p>毎年4月1日現在（以下「4月当初現在」という。）の職員の現員を基礎として算定する。</p> <p>ア. 都道府県及び市が経営する施設にあっては、4月当初現在の職員の現員の本俸、特殊業務手当（主任指導員及び指導員については、別に定める額を限度とし、看護師については、1人月額2,500円を限度とする。）、地域手当（毎年度の4月中に給与の改定を行うことが明らかな場合は、その本俸、特殊業務手当及び地域手当をもって4月当初現在のそれぞれの額とみなす。）及び扶養手当の合算額と次に示す職員の職種別の本俸、特殊業務手当、地域手当及び扶養手当の合算額とを比較していずれか少ない方の額とする。</p>	12	

新

(別表)

施設事務費算定基準

経費の種類	経費の区分	単価	員数
略			

旧

(別表)

施設事務費算定基準

経費の種類	経費の区分	単価	員数	地域手当 (合計×各%)										
				本俸 A	特殊業務手当 B	扶養手当 C	合計 D=(A+B+C)	18/100 E	15/100 F	12/100 G	10/100 H	8/100 I	6/100 J	3/100 K
種2-29 施設長 (50名以下)		246,400		13,183	259,583	46,725	38,937	31,150	25,958	20,767	15,575	7,787		
種4-1 施設長 (51名以上)		271,400		13,183	284,583	51,225	42,687	34,150	28,458	22,767	17,075	8,537		
行(一)2-9 事務員		200,000		13,183	213,183	38,373	31,977	25,582	21,318	17,055	12,791	6,385		
種2-17 主任指導員		225,600	11,700	13,183	250,483	45,087	37,572	30,058	25,048	20,039	15,029	7,514		
種2-13 指導員		219,200	11,700	13,183	244,083	43,935	36,612	29,290	24,408	19,527	14,645	7,322		
医(三)2-29 看護師		229,200	2,500	13,183	244,883	44,078	36,732	29,386	24,488	19,591	14,693	7,346		
医(二)2-9 栄養士		190,900		13,183	204,083	36,735	30,612	24,490	20,408	16,327	12,245	6,122		
行(二)1-37 調理員等		165,600		13,183	178,783	32,217	26,847	21,478	17,898	14,319	10,738	5,369		
種2-5 心理療法担当職員		205,600	11,700	13,183	230,483	41,523	34,602	27,682	23,068	18,455	13,841	6,920		

  

職種別	合計額 (合計+地域手当)							
	18/100 D+E	15/100 D+F	12/100 D+G	10/100 D+H	8/100 D+I	6/100 D+J	3/100 D+K	その他
種2-29 施設長 (50名以下)	306,308	298,520	290,733	285,541	280,360	275,158	267,370	259,583
種4-1 施設長 (51名以上)	335,808	327,270	318,733	313,041	307,350	301,658	293,120	284,583
行(一)2-9 事務員	251,556	245,160	238,765	234,501	230,238	225,974	219,578	213,183
種2-17 主任指導員	285,570	288,055	280,541	275,531	270,522	265,512	257,997	250,483
種2-13 指導員	288,018	280,695	273,373	268,491	263,610	258,728	251,405	244,083
医(三)2-29 看護師	288,962	281,615	274,269	269,371	264,474	259,576	252,229	244,883
医(二)2-9 栄養士	240,818	234,695	228,573	224,491	220,410	216,328	210,205	204,083
行(二)1-37 調理員等	211,200	205,830	200,461	196,881	193,302	189,722	184,352	178,983
種2-5 心理療法担当職員	272,206	265,285	258,365	253,751	249,139	244,524	237,603	230,683

新				旧			
経費の種類	経費の区分	単 価	員 数	経費の種類	経費の区分	単 価	員 数
		イ. 法人が経営する施設にあつては、4月当初現在の職員の本俸、特殊業務手当（主任指導員及び指導員については別に定める額を限度とし、看護師については、1人月額2,500円を限度とする。）、地域手当（毎年度の4月中に給与の改定を行うことが明らかな場合は、その本俸、特殊業務手当及び地域手当をもって4月当初現在のそれぞれの額とみなす。）及び扶養手当の合算額とする。				イ. 法人が経営する施設にあつては、4月当初現在の職員の本俸、特殊業務手当（主任指導員及び指導員については別に定める額を限度とし、看護師については、1人月額2,500円を限度とする。）、地域手当（毎年度の4月中に給与の改定を行うことが明らかな場合は、その本俸、特殊業務手当及び地域手当をもって4月当初現在のそれぞれの額とみなす。）及び扶養手当の合算額とする。	
	(2) 期末勤勉手当	(1)の給与の単価及び(1)の給与の算定の基礎となった4月当初現在の職員の期末勤勉手当加算額の合算額とする。	3. 9 5 (円未満切捨)		(2) 期末勤勉手当	(1)の給与の単価及び(1)の給与の算定の基礎となった4月当初現在の職員の期末勤勉手当加算額の合算額とする。	4. 1 5 (円未満切捨)
	(3) 管理職手当	(1)の給与の単価の欄において算定した施設長の本俸×12	0. 1 2 5		(3) 管理職手当	(1)の給与の単価の欄において算定した施設長の本俸×12	0. 1 2 5
	(4) 管理職員特別勤務手当	(1)の給与の単価の欄において算定した施設長について、臨時又は緊急の必要による週休日又は休日の勤務をした場合 勤務1回につき 6, 0 0 0円	勤務回数		(4) 管理職員特別勤務手当	(1)の給与の単価の欄において算定した施設長について、臨時又は緊急の必要による週休日又は休日の勤務をした場合 勤務1回につき 6, 0 0 0円	勤務回数
	(5) 超過勤務手当	(1)の給与の単価の欄において算定した本俸、特殊業務手当（1人月額2,500円の加算額を除く。）及び地域手当の額の合算額（施設長の本俸及び地域手当の額を除く。）×12	0. 0 4 2 7		(5) 超過勤務手当	(1)の給与の単価の欄において算定した本俸、特殊業務手当（1人月額2,500円の加算額を除く。）及び地域手当の額の合算額（施設長の本俸及び地域手当の額を除く。）×12	0. 0 4 2 7
	(6) 住居手当	(1)の給与の算定の基礎となった4月当初現在の職員の住居手当の月額	1 2		(6) 住居手当	(1)の給与の算定の基礎となった4月当初現在の職員の住居手当の月額	1 2
	(7) 通勤手当	(1)の給与の算定の基礎となった4月当初現在の職員について算定した手当月額	1 2		(7) 通勤手当	(1)の給与の算定の基礎となった4月当初現在の職員について算定した手当月額	1 2

新				旧			
経費の種類	経費の区分	単 価	員 数	経費の種類	経費の区分	単 価	員 数
管理費	(8) 略			(8) 非常勤調理員等		年額 1,596,000円	1
	(9) 略			(9) 非常勤調理員等 年休代替要員費		年額 74,480円	1
	(10) 略			(10) 年休代替要員費		年額 118,400円	(1) の給与の算定の基礎となった指導員及び看護師数
	(11) 略			(11) 調理員等年休代替要員費		年額 106,400円	(1) の給与の算定の基礎となった調理員等
	(12) 略			(12) 看護代替経費		年額 1,950円	取扱定員
	(13) 社会保険料 事業主負担金	厚生年金保険、健康保険及び雇用保険労働者 災害補償保険又は地方公務員共済組合についてのみ 4月当初現在職員現員の給与に見合う所定の月額 の合算額又は給与の算定基礎額の欄において算定 した給与に <u>0.18844</u> を乗じて得た額	12	(13) 社会保険料 事業主負担金	厚生年金保険、健康保険及び雇用保険労働者 災害補償保険又は地方公務員共済組合についてのみ 4月当初現在職員現員の給与に見合う所定の月額 の合算額又は給与の算定基礎額の欄において算定 した給与に <u>0.17920</u> を乗じて得た額	12	
	(14) 略			(14) 嘱託医手当	4月当初現在の嘱託医手当の月額	12	
	(15) 宿直業務改善費	1 施設年額 <u>2,460,500円</u>	1	(15) 宿直業務改善費	1 施設年額 <u>2,452,520円</u>	1	
(16) 略			管理費 (16) 旅 費	5,580円	(1) の給与の算定の基礎となった職員のうち、調理員等を除いた職員数		
(17) 略			(17) 庁 費	57,120円	同 上		

新				旧			
経費の種類	経費の区分	単 価	員 数	経費の種類	経費の区分	単 価	員 数
(18)略				(18)特別管理費	50人以下の施設 年額	842,100円	1
(19)略					51人以上の施設 年額	785,400円	1
(20)略				(19)職員研修費		1,950円	(1)の給与の算定の基礎となった職員のうち、調理員等を除いた職員数
(21)職員健康管理費		5,770円	(1)の給与の算定の基礎となった職員数	(20)被服手当		630円	(1)の給与の算定の基礎となった調理員等
(22)略				(21)職員健康管理費		5,740円	(1)の給与の算定の基礎となった職員数
(23)略				(22)各所修繕費	1㎡当たり	379円	当該施設の実延数(1㎡未満切捨) ただし、一時保護所の場合婦人相談所との兼用部分については、その主たる用途によって按分された延面積
(24)略				(23)入所者保健衛生費		3,150円	取扱定員
(25)非常勤職員処遇改善費	年額	5,770円	1	(24)業務省力化等勤務条件改善費	直接処遇職員 年額	299,985円	(1)の給与の算定の基礎となった指導員及び看護師数
(26)略					調理員 年額	290,472円	(1)の給与の算定の基礎となった調理員数
				(25)非常勤職員処遇改善費	年額	5,740円	1
				(26)苦情解決対策経費	年額	25,326円	1

新	旧			
略	経費の 種 類	経費の区分	単 価	員 数
		(27) 調理業務外 部委託費	調理業務の全部を委託する場合は、その委託料 (事務費相当)の月額	1 2

平成 年度婦人保護費負担(補助)金調書

厚生労働省所管

歳出 予 算 科 目	交 付 決 定 の 額	補 助 率	国		地 方		公 共		団 体		備 考
			歳 入	歳 出	歳 入	歳 出	歳 入	歳 出	歳 入	歳 出	
予 算 科 目	の 額	科 目	予 算 現 額	収 入 済 額	科 目	予 算 現 額	うち 国 庫 補助 相当	支 出 済 額	うち 国 庫 補助 相当		
(項)児童虐待等 防止対策費											
(目)婦人保護事 業費負担金											
(目)婦人相談所 運営費負担金											
(目)婦人保護事 業費補助金											

- 1 「国」の「歳出予算科目」は、項及び目(交付決定が目の細分において行われる場合は、目の細分まで)を記載すること。  
なお、各省各庁の長が補助金等を補助要綱又は補助条件等によって、補助事業等に要する経費の配分の変更について禁止し、又は、各省各庁の長の承認を要するものとして規定している場合においては、他に流用することについて禁止し、又は承認を要するものとして配分された経費に対する補助金等の額の区分名を特掲し、その他の経費に対する補助金等の額については一括して「その他」の区分名を記載すること。
- 2 「地方公共団体」の「科目」は歳入にあつては款、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記載すること。なお、歳出にあつては前記なお書により国の歳出予算科目欄において補助事業等に要する経費の配分に応じて補助金等の額の区分名を記載する場において、これに対応する経費の配分の目の内訳に係るときは、当該経費の配分の目の内訳として記載すること。
- 3 「予算現額」は、歳入にあつては当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
- 4 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

新

略



新

旧

略

別紙様式2

番  
平成 年 月 日  
号

地方厚生(支)局長 殿

都 道 府 県 知 事 印

平成 年度婦人保護費負担(補助)金の交付申請について

標記について、次のとおり交付されたく関係書類を添えて申請する。

1 申 請 額 金 円

〔 国庫負担金申請額 金 円  
国庫補助金申請額 金 円 〕

2 関 係 書 類

- (1) 平成 年度婦人保護費所要額調(別紙1)
- (2) 平成 年度婦人保護事業計画書(別紙2)
- (3) 平成 年度歳入歳出予算書抄本(又は見込書)

3 変更申請の場合には、1にかかわらず、次のとおりとする。

申 請 額 金 円(A)  
前回までの交付決定額 金 円(B)  
差引今回変更増△減額 金 (A) - (B) 円

区分	対象施設の 支出予定額(A)		基準額		国庫補助基準額 (A)又は(B)のうち 少ない方の額 (C)	補助率 (D)	要国庫補助額 (C)×(D)
	金額	積算基礎	金額	種目内訳			
児童虐待等防止対策費							
I 婦人保護事業費負担金							
1 一時保護所保護費負担金							
(1)事務費						5/10	
(2)事業費						5/10	
II 婦人相談所運営費負担金							
婦人相談所運営費負担金						5/10	
III 婦人保護事業費補助金							
婦人保護施設運営費補助金							
(1)事務費						5/10	
(2)事業費						5/10	

(注)1 (A)欄には、都道府県歳出予算に基づく支出予定額を記入すること。(今後補正予定分を含む)

2 (B)欄には、国庫補助金交付基準により算定した基準額を記入すること。

新

略

新

略

旧

別紙2

平成 年度 婦 人 保 護 事 業 計 画 書  
都道府県名

ア 一時保護所保護費負担金及び婦人保護施設運営費補助金事業計画

区分	事 業 計 画																																																																																																																	
婦人相談所 一時保護所	<p>1 職種別職員の配置状況 (申請年度4. 1. 現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職種 区分</th> <th>所長</th> <th>医師 (嘱託医)</th> <th>事務員</th> <th>指導員</th> <th>看護師</th> <th>栄養士</th> <th>調理員等</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一 時 専 業</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 一時保護委託の算定内訳及び計画書(内訳別表1にて使用される様式1～3による)  3 人身取引被害者の一時保護委託の算定内訳及び計画書(内訳別表1にて使用される様式4～6による)  4 要保護女子の一時保護委託の算定内訳及び計画書(内訳別表1にて使用される様式7～8及び様式9による)</p>	職種 区分	所長	医師 (嘱託医)	事務員	指導員	看護師	栄養士	調理員等	計	一 時 専 業																																																																																																							
	職種 区分	所長	医師 (嘱託医)	事務員	指導員	看護師	栄養士	調理員等	計																																																																																																									
一 時 専 業																																																																																																																		
婦 人 保 護 設 施	<p>1 施設名、経営主体、職員配置及び収容予定人員</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th rowspan="2">経営 主体</th> <th colspan="7">職員配置(申請年度4. 1. 現在)</th> <th rowspan="2">収容 定員</th> <th rowspan="2">収容予定 延人員 (月平均)</th> </tr> <tr> <th>専 業 の 長</th> <th>施 設 員</th> <th>事 務 員</th> <th>指 導 員</th> <th>看 護 師</th> <th>栄 養 士</th> <th>調 理 員 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>専 業</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>兼 業</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>専 業</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>兼 業</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>専 業</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>兼 業</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 各施設ごとの入所者に対する生活指導及び職業指導の計画</p> <p>3 精神科医雇上費算定基礎内訳</p> <p style="text-align: right;">施設名 _____</p> <p>※ (1)入所者のうち対象者の占める割合 (申請年度4. 1. 現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">定員</th> <th colspan="3">現 員</th> </tr> <tr> <th>加算対象者</th> <th>その他</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 対象者とは、入院治療の必要はないが、精神に障害のある者(精神科通院により、投薬治療を受けている者及び施設内において専門医の処方を受けている者)をいう。</p> <p>(2)加算内訳</p> <table border="1"> <tr> <td>加 算 額</td> <td>(基 準 単 価)</td> <td>(雇上回数)</td> </tr> <tr> <td>@</td> <td>円 ×</td> <td>/回 = 円</td> </tr> </table> <p>4 人身取引被害者支援のための通訳者及びケースワーカー雇上費加算</p> <p>(1)通訳者雇上費加算算定内訳</p> <table border="1"> <tr> <td>加 算 額</td> <td>(基準日額単価)</td> <td>(雇上日数)</td> </tr> <tr> <td>@</td> <td>円 ×</td> <td>/日 = 円</td> </tr> </table> <p>(2)ケースワーカー雇上費加算算定内訳</p> <table border="1"> <tr> <td>加 算 額</td> <td>(基準日額単価)</td> <td>(雇上日数)</td> </tr> <tr> <td>@</td> <td>円 ×</td> <td>/日 = 円</td> </tr> </table>	施設名	経営 主体	職員配置(申請年度4. 1. 現在)							収容 定員	収容予定 延人員 (月平均)	専 業 の 長	施 設 員	事 務 員	指 導 員	看 護 師	栄 養 士	調 理 員 等			専 業											兼 業											専 業											兼 業											専 業											兼 業									定員	現 員			加算対象者	その他	計	人	人	人	人	加 算 額	(基 準 単 価)	(雇上回数)	@	円 ×	/回 = 円	加 算 額	(基準日額単価)	(雇上日数)	@	円 ×	/日 = 円	加 算 額	(基準日額単価)	(雇上日数)	@	円 ×	/日 = 円
施設名	経営 主体			職員配置(申請年度4. 1. 現在)									収容 定員	収容予定 延人員 (月平均)																																																																																																				
		専 業 の 長	施 設 員	事 務 員	指 導 員	看 護 師	栄 養 士	調 理 員 等																																																																																																										
		専 業																																																																																																																
		兼 業																																																																																																																
		専 業																																																																																																																
		兼 業																																																																																																																
		専 業																																																																																																																
		兼 業																																																																																																																
定員	現 員																																																																																																																	
	加算対象者	その他	計																																																																																																															
人	人	人	人																																																																																																															
加 算 額	(基 準 単 価)	(雇上回数)																																																																																																																
@	円 ×	/回 = 円																																																																																																																
加 算 額	(基準日額単価)	(雇上日数)																																																																																																																
@	円 ×	/日 = 円																																																																																																																
加 算 額	(基準日額単価)	(雇上日数)																																																																																																																
@	円 ×	/日 = 円																																																																																																																

新

旧

婦人相談所  
一時保護所  
及び婦人保  
護施設

1 各施設ごとの夜間警備体制の強化に対する対応実施状況及び計画

(1)併設(婦人相談所一時保護所・婦人保護施設)の有無 有・無

(2)警備形態及び費用内訳  
(一時保護所)

警備形態	現員数	基準単価	委託回数(月)
雇上費用			
委託費用			
機械警備等			

(婦人保護施設)

警備形態	現員数	基準単価	委託回数(月)
雇上費用			
委託費用			
機械警備等			

2 各施設ごとの心理療法担当職員の配置状況及び計画

(1)婦人相談所一時保護所

加算額	(基準単価)	(雇上月数)
@	円 ×	/12月 = 円

(2)婦人保護施設 ※該当する番号に○印を記入すること。

1 常勤職員 (様式10による)

2 常勤的非常勤職員

加算額	(基準単価)	(雇上月数)
@	円 ×	/12月 = 円

3 非常勤職員

加算額	(基準単価)	(雇上月数)
@	円 ×	/12月 = 円

3 同伴児童対応等指導員の配置状況及び計画

(1)同伴児童の在所状況(2人配置が必要な場合のみ記入)※一時保護委託した児童数は除く。

前年度における児童の在所実績	
年間在所延べ人員	人(A)
1日平均在所人員(A/365)	人(B)
2人目加算根拠	人(B) ≥ 6.0人

又は

実施年度の見込み	
(算出方法)	
(A) × (A) / (前々年度在所延べ人員)	(C)
2人目加算根拠	人(C) ≥ 6.0人

新

旧

(2) 配置の計画

(1) 婦人相談所一時保護所

加算額	(基準単価)	(雇上月数)	
	@ 円	×	/ 12月 = 円
加算額(2人目) ※2人配置の場合のみ	@ 円	×	/ 12月 = 円
計			円

(2) 婦人保護施設

加算額	(基準単価)	(雇上月数)	
	@ 円	×	/ 12月 = 円
加算額(2人目) ※2人配置の場合のみ	@ 円	×	/ 12月 = 円
計			円

新

内訳別表1

施設（一時保護所）事務費算定内訳

(1) 標準国庫補助基本分

人 与 基 準 額	実支出 予定 給 額	年4月1日現在職員現員		給 与					住居手当	通勤手当	計	期末勤勉 手当加算	金 額	
		職 種	氏 名	本 俸	特殊業務 手当	扶養手当	地域手当	小 計						
		専兼		円	円	円	円	円						
件	与 基 準 額	計					(ア)				(ウ)			
		施設長	人											
		事務員	人											
		指導員	人											
		他看護師	人											
		の栄養士 職調理員等 員小計	人 人 人											
小計						(イ)								
		(ア)又は(イ)の低いほうの額										(工)		
小 計		(工)×12月										(A)		
(2) 期末勤勉手当		((ウ)+(工))×3.95月												
(3) 管理職手当														
(4) 管理職員特別 勤務手当														
(5) 超過勤務手当														
(6) 住居手当														
(7) 通勤手当														
(8) 非常勤調理員等														
(9) 非常勤調理員等 年休代替要員費														
(10) 年休代替要員費														
(11) 調理員等 年休代替要員費														
(12) 看護代替経費														
(13) 社会保険料 事業主負担金		(工)×12月×0.18844												
小 計												(B)		
(14) 嘱託医手当														
(15) 宿直業務改善費														
(16) 旅 費														
(17) 庁 費														
(18) 特別管理費														
(19) 職員研修費														
(20) 被服手当														
(21) 職員健康管理費														
(22) 各所修繕費														
(23) 保健衛生費														
(24) 業務省力化等 勤務条件改善費		直接処遇職員分		円 + 調理員分							円			
(25) 非常勤職員処遇 改善費														

旧

内訳別表1

施設（一時保護所）事務費算定内訳

(1) 標準国庫補助基本分

人 与 基 準 額	実支出 予定 給 額	年4月1日現在職員現員		給 与					住居手当	通勤手当	計	期末勤勉 手当加算	金 額	
		職 種	氏 名	本 俸	特殊業務 手当	扶養手当	地域手当	小 計						
		専兼		円	円	円	円	円						
件	与 基 準 額	計					(ア)				(ウ)			
		施設長	人											
		事務員	人											
		指導員	人											
		他看護師	人											
		の栄養士 職調理員等 員小計	人 人 人											
小計						(イ)								
		(ア)又は(イ)の低いほうの額										(工)		
小 計		(工)×12月										(A)		
(2) 期末勤勉手当		((ウ)+(工))×4.15月												
(3) 管理職手当														
(4) 管理職員特別 勤務手当														
(5) 超過勤務手当														
(6) 住居手当														
(7) 通勤手当														
(8) 非常勤調理員等														
(9) 非常勤調理員等 年休代替要員費														
(10) 年休代替要員費														
(11) 調理員等 年休代替要員費														
(12) 看護代替経費														
(13) 社会保険料 事業主負担金		(工)×12月×0.17970												
小 計												(B)		
(14) 嘱託医手当														
(15) 宿直業務改善費														
(16) 旅 費														
(17) 庁 費														
(18) 特別管理費														
(19) 職員研修費														
(20) 被服手当														
(21) 職員健康管理費														
(22) 各所修繕費														
(23) 保健衛生費														
(24) 業務省力化等 勤務条件改善費		直接処遇職員分		円 + 調理員分							円			
(25) 非常勤職員処遇 改善費														

新

(26) 苦情解決策 経費		
(27) 調理業務外部 委託費		
小計		(C)
計	(A) + (B) + (C)	(D)
	(D)	
	取扱定員×12月	(E)
	別紙1 交付基準の施設事務費基準限度額	(F)
	(E)又は(F)の低い方の額	(G)
	(G)×取扱定員×12月	(H)
寒冷地手当	実支給額	(I)
	算定基準による算定額(内訳別紙)	(J)
	(I)又は(J)の低い方の額	(K)
夜間警備体制強化加算費	実支出計画額	(L)
	算定基準による算定額	(M)
	(L)又は(M)の低い方の額	(N)
施設機能強化推進費	実支出計画額	(O)
	限度額(75万円)(ただし、一時保護所については45万円)	(P)
	(O)又は(P)の低い方の額	(Q)
事務用冬期採暖費	(北海道所在施設のみ) 円×取扱定員	(R)
入所者処遇特別加算費	実支出計画額	(S)
	算定基準による算定額	(T)
	(S)又は(T)の低い方の額	(U)
単身赴任手当	実支出計画額	(V)
	算定基準による算定額	(W)
	(V)又は(W)の低い方の額	(X)
精神科医雇上費	実支出計画額	(Y)
	算定基準による算定額(別紙婦人保護事業計画書)	(Z)
	(Y)又は(Z)の低い方の額	(a)
降灰除去費	実支出計画額	(b)
	算定基準による算定額	(c)
	(b)又は(c)の低い方の額	(d)
心理療法担当職員 加算	実支出計画額	(e)
	算定基準による算定額(別紙婦人保護事業計画書)	(f)
	(e)又は(f)の低い方の額	(g)
同伴児童対応等 指導員雇上費加算	実支出計画額	(h)
	算定基準による算定額(別紙婦人保護事業計画書)	(i)
	(h)又は(i)の低い方の額	(j)
通訳者雇上費加算	実支出計画額	(k)
	算定基準による算定額(別紙婦人保護事業計画書)	(l)
	(k)又は(l)の低い方の額	(m)
ケースワーカー雇上費加算	実支出計画額	(n)
	算定基準による算定額(別紙婦人保護事業計画書)	(o)
	(n)又は(o)の低い方の額	(p)
一時保護委託費	実支出計画額	(q)
	算定基準による算定額(別紙婦人保護事業計画書:様式1+2)	(r)
	(q)又は(r)の低い方の額	(s)
人身取引被害者の 一時保護委託費	実支出計画額	(t)
	算定基準による算定額(別紙婦人保護事業計画書:様式4+5)	(u)
	(t)又は(u)の低い方の額	(v)
要保護女子 の 一時保護委託費	実支出計画額	(w)
	算定基準による算定額(別紙婦人保護事業計画書:様式7+8)	(x)
	(w)又は(x)の低い方の額	(y)
合計	(H)+(K)+(N)+(Q)+(R)+(U)+(X)+(a)+(d)+(g)+(j)+(m)+(p)+(s)+(v)+(y)	(z)
民間施設給与等改善費	(民間経営施設のみ) (z)×(別に定める加算率)	(AA)
標準国庫補助基本額	(z)+(AA)	(BB)

(注)1 (1)給与欄の「実支出計画額」については、職員全員について算定すること。  
 2 (1)給与欄の「基準額」については、公立の施設にあっては、職員数は家庭福祉課長通知別紙3の「職種別配置基準」に基づいて記入すること。  
 また、単価は、交付要綱別紙1の(別表)「施設事務費算定基準」により算定すること。法人が経営する施設にあっては、職員数は公立の施設と同様とし、単価は「実支出予定額」により算定すること。  
 3 住居手当及び通勤手当については、実支出予定額と国家公務員の例により算定した月額とを比較して、いずれか低い額により算定すること。

旧

(26) 苦情解決策 経費		
(27) 調理業務外部 委託費		
小計		(C)
計	(A) + (B) + (C)	(D)
	(D)	
	取扱定員×12月	(E)
	別紙1 交付基準の施設事務費基準限度額	(F)
	(E)又は(F)の低い方の額	(G)
	(G)×取扱定員×12月	(H)
寒冷地手当	実支給額	(I)
	算定基準による算定額(内訳別紙)	(J)
	(I)又は(J)の低い方の額	(K)
夜間警備体制強化加算費	実支出計画額	(L)
	算定基準による算定額	(M)
	(L)又は(M)の低い方の額	(N)
施設機能強化推進費	実支出計画額	(O)
	限度額(75万円)(ただし、一時保護所については45万円)	(P)
	(O)又は(P)の低い方の額	(Q)
事務用冬期採暖費	(北海道所在施設のみ) 円×取扱定員	(R)
入所者処遇特別加算費	実支出計画額	(S)
	算定基準による算定額	(T)
	(S)又は(T)の低い方の額	(U)
単身赴任手当	実支出計画額	(V)
	算定基準による算定額	(W)
	(V)又は(W)の低い方の額	(X)
精神科医雇上費	実支出計画額	(Y)
	算定基準による算定額(別紙婦人保護事業計画書)	(Z)
	(Y)又は(Z)の低い方の額	(a)
降灰除去費	実支出計画額	(b)
	算定基準による算定額	(c)
	(b)又は(c)の低い方の額	(d)
心理療法担当職員 加算	実支出計画額	(e)
	算定基準による算定額(別紙婦人保護事業計画書)	(f)
	(e)又は(f)の低い方の額	(g)
同伴児童対応等 指導員雇上費加算	実支出計画額	(h)
	算定基準による算定額(別紙婦人保護事業計画書)	(i)
	(h)又は(i)の低い方の額	(j)
通訳者雇上費加算	実支出計画額	(k)
	算定基準による算定額(別紙婦人保護事業計画書)	(l)
	(k)又は(l)の低い方の額	(m)
ケースワーカー雇上費加算	実支出計画額	(n)
	算定基準による算定額(別紙婦人保護事業計画書)	(o)
	(n)又は(o)の低い方の額	(p)
一時保護委託費	実支出計画額	(q)
	算定基準による算定額(別紙婦人保護事業計画書:様式1+2)	(r)
	(q)又は(r)の低い方の額	(s)
人身取引被害者の 一時保護委託費	実支出計画額	(t)
	算定基準による算定額(別紙婦人保護事業計画書:様式4+5)	(u)
	(t)又は(u)の低い方の額	(v)
要保護女子 の 一時保護委託費	実支出計画額	(w)
	算定基準による算定額(別紙婦人保護事業計画書:様式7+8)	(x)
	(w)又は(x)の低い方の額	(y)
合計	(H)+(K)+(N)+(Q)+(R)+(U)+(X)+(a)+(d)+(g)+(j)+(m)+(p)+(s)+(v)+(y)	(z)
民間施設給与等改善費	(民間経営施設のみ) (z)×(別に定める加算率)	(AA)
標準国庫補助基本額	(z)+(AA)	(BB)

(注)1 (1)給与欄の「実支出計画額」については、職員全員について算定すること。  
 2 (1)給与欄の「基準額」については、公立の施設にあっては、職員数は家庭福祉課長通知別紙3の「職種別配置基準」に基づいて記入すること。  
 また、単価は、交付要綱別紙1の(別表)「施設事務費算定基準」により算定すること。法人が経営する施設にあっては、職員数は公立の施設と同様とし、単価は「実支出予定額」により算定すること。  
 3 住居手当及び通勤手当については、実支出予定額と国家公務員の例により算定した月額とを比較して、いずれか低い額により算定すること。

新

(2) 指導員加算分

人 件	給 与 額	施設名 (地域手当)										金 額	
		年4月1日現在職員現員		給 与				住居手当	通勤手当	計	期末勤勉 手当加算		
		職 種	氏 名	本 俸	特殊業務 手当	扶養手当	地域手当						小 計
(1)	専兼			円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	専兼												
	計									(ア)		(ウ)	
	基 準 額												
	指 導 員									(イ)			
	小 計	(ア)又は(イ)の低い方の額										(エ)	
費	(2) 期末勤勉手当	((ウ)+(エ))×3.95月										(A)	
	(5) 超過勤務手当												
	(6) 住居手当												
	(7) 通勤手当												
	(10) 年休代替要員費												
	(13) 社会保険料 事業主負担金	(エ)×12月×0.18844											
	小 計											(B)	
管 理 費	(16) 旅 費												
	(17) 庁 費												
	(19) 職員研修費												
	(21) 職員健康管理費												
	(24) 業務省力化等 勤務条件改善費	直接処遇職員分	円										
	小 計											(C)	
	計	(A) + (B) + (C)										(D)	
		(D)											
		取扱定員×12月										(E)	
		別紙1 交付基準の施設事務費基準限度額										(F)	
		(E)又は(F)の低い方の額										(G)	
		(G)×取扱定員×12月										(H)	
	寒 冷 地 手 当	実支給額										(I)	
		算定基準による算定額(内訳別紙)										(J)	
		(I)又は(J)の低い方の額										(K)	
	合 計	(H) + (K)										(L)	
	民間施設給与等改善費	(民間経営施設のみ) (L)×(別に定める加算率)										(M)	
	標準国庫補助基本額	(L) + (M)										(N)	

事務費算定基準額 標準国庫補助基準額 + 指導員加算額

旧

(2) 指導員加算分

人 件	給 与 額	施設名 (地域手当)										金 額	
		年4月1日現在職員現員		給 与				住居手当	通勤手当	計	期末勤勉 手当加算		
		職 種	氏 名	本 俸	特殊業務 手当	扶養手当	地域手当						小 計
(1)	専兼			円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	専兼												
	計									(ア)		(ウ)	
	基 準 額												
	指 導 員									(イ)			
	小 計	(ア)又は(イ)の低い方の額										(エ)	
費	(2) 期末勤勉手当	((ウ)+(エ))×4.15月										(A)	
	(5) 超過勤務手当												
	(6) 住居手当												
	(7) 通勤手当												
	(10) 年休代替要員費												
	(13) 社会保険料 事業主負担金	(エ)×12月×0.17970											
	小 計											(B)	
管 理 費	(16) 旅 費												
	(17) 庁 費												
	(19) 職員研修費												
	(21) 職員健康管理費												
	(24) 業務省力化等 勤務条件改善費	直接処遇職員分	円										
	小 計											(C)	
	計	(A) + (B) + (C)										(D)	
		(D)											
		取扱定員×12月										(E)	
		別紙1 交付基準の施設事務費基準限度額										(F)	
		(E)又は(F)の低い方の額										(G)	
		(G)×取扱定員×12月										(H)	
	寒 冷 地 手 当	実支給額										(I)	
		算定基準による算定額(内訳別紙)										(J)	
		(I)又は(J)の低い方の額										(K)	
	合 計	(H) + (K)										(L)	
	民間施設給与等改善費	(民間経営施設のみ) (L)×(別に定める加算率)										(M)	
	標準国庫補助基本額	(L) + (M)										(N)	

事務費算定基準額 標準国庫補助基準額 + 指導員加算額



内訳別表2

施設(一時保護所)事業費算定内訳  
施設名

経費の種類	支出予定額 円	要保護 女子等分 円	乳児分 円	幼児分 円	冬期加算 円	期末一時 扶助費 円	基		準		額							
							妊婦加算 6月末端 円	6月以上 円	産婦加算 円	母子加算 円	被服加算 円	社会適応 訓練費 円	同伴児童 経費 円	人身取引被 害者支援 療養 円	計 円			
食料費		4月																
光熱水費		5月																
燃料費		6月																
消耗品費		7月																
〇〇〇費		8月																
〇〇〇費		9月																
		10月																
		11月																
		12月																
		1月																
		2月																
		3月																
		計																

(注) 婦人保護施設分については、「か」に婦人の村」委託分を本算定方式に準じて明記すること。

新

略

内訳別紙

寒冷地手当基準額算定内訳

施設(一時保護所)

区 分	本徳十特殊業務手当 十扶養手当(月額)	員 数	単 価	所 要 額	備 考
(1)定 額 世 帯 主 (扶養親族3人以上) 世 帯 主 (扶養親族1人又は2人) 準 世 帯 主 (扶養親族なし) 非 世 帯 主	/			円	級地
(2)加算額 世 帯 主 準 世 帯 主 非 世 帯 主	/				
合 計				円	

(注) (2)加算額欄については、旧寒冷地に属する場合のみ記載すること。

旧

新

略

内訳別表3

婦 人 保 護 施 設 運 営 費 総 括 表

区 分 施 設 名	対象経費の支出予定額			交付基準算定額			備 考
	事務費 円	事業費 円	計 円	事務費 円	事業費 円	計 円	
〇 〇 施 設							
かいた婦人の村							事務費等算出内訳 (1)事務費 月額 円 × 月 × 人 = 円 (2)民改費 (1) × 率 = 円 計 ((1)+(2)) 円
計							

(注)本表は、都道府県に婦人保護施設が2施設以上ある場合及び「かいた婦人の村(昭和40年2月7日社発第62号厚生省社会局長通知「婦人保護長期収容施設の運営について」の3の(1)に定める施設をいう。)」に措置委託を行っている場合に作成すること。

旧

新

略

新

旧

略

内訳別表4 婦人相談所運営費

ア 所要額算出調書

区 分	対象経費の 支出予定額	左の算出内訳
1 婦人相談所活動費		
(1)旅費		
(2)役務費 (通信運搬費)		
2 外国人婦女子緊急 一時保護経費		
(1)旅費		
(2)役務費 (通信運搬費)		
(3)通訳雇上費		
(4)人身取引被害者の医療費		
3 広域措置費		
(1)旅費		
(2)需用費 (燃料費)		
(3)役務費 (通信運搬費)		
4 相談・一時保護同伴児童経費		基準額 <input type="text"/> 円
		$\left[ \begin{array}{cc} \text{日額} & \text{年間同伴児童延人数} \\ \hline 180\text{円} & \times \quad \text{人} \end{array} \right]$
(1)備品購入費		
(2)需用費 (消耗品費)		
合 計		

新

旧

略

イ 事業計画

1 婦人相談所活動費(移送費)

要保護女子等(人数)	職員(人数)

2 外国人婦女子緊急一時保護経費

入国管理局への移送件数	通訳雇上件数
件	件

人身取引被害者の医療費対応人数

人

3 広域措置費

広域措置実施件数	件
要保護女子等(人数)	人
付き添い職員(人数)	人

4 相談・一時保護同伴児童経費(購入計画備品)

--



様式1

一時保護委託費算定内訳(14日以内)

都道府県名

	基 準 額															
	暴力被害者分			同伴児加算分			同伴者加算分			児童		同伴者単独分		合 計		
	実人員 人	延人員 人	延人員× 単価(a) 円	実人員 人	延人員 人	延人員× 単価(b) 円	実人員 人	延人員 人	延人員× 単価(c) 円	実人員 人	延人員 人	延人員× 単価(d) 円	実人員 人		延人員 人	延人員× 単価(e) 円
4月																
5月																
6月																
7月																
8月																
9月																
10月																
11月																
12月																
1月																
2月																
3月																
計																

四

新

略

一時保護委託費算定内訳(14日超)

都道府県名

	基 準 額												合 計	
	暴力被害者分			同伴児加算分			同伴者加算分			児童 同伴者単独分				
	実人員 人	延人員 人	延人員× 単価(a) 円	実人員 人	延人員 人	延人員× 単価(b) 円	実人員 人	延人員 人	延人員× 単価(c) 円	児童 延人員 人	児童× 単価(d) 円	児童以外の者 実人員 人		児童以外の者 延人員× 単価(e) 円
4月														(a)+(b)+(c)+ (d)+(e) 円
5月														
6月														
7月														
8月														
9月														
10月														
11月														
12月														
1月														
2月														
3月														
計														

旧

新

略



新

旧

略

様式3

平成 年度一時保護委託計画

都道府県名

1 平成 年度委託契約施設数

施設名	委託人員	委託延べ人員	平均委託日数

※委託人員及び委託延べ人員には、同伴する家族も含む。

人身取引被害者の一時保護委託費算定内訳(14日以内)

都道府県名

	基 準 額														合 計			
	人身取引被害者分				同伴児加算分				同伴者加算分				児童			同伴者単独分		児童以外の者
	実人員 人	延人員 人	延人員× 単価(a) 円	実人員 人	延人員 人	延人員× 単価(b) 円	実人員 人	延人員 人	延人員× 単価(c) 円	実人員 人	延人員 人	延人員× 単価(d) 円	実人員 人	延人員 人		延人員× 単価(e) 円	(a)+(b)+(c)+ (d)+(e) 円	
4月																		
5月																		
6月																		
7月																		
8月																		
9月																		
10月																		
11月																		
12月																		
1月																		
2月																		
3月																		
計																		

四

新

略

人身取引被害者の一時保護委託費算定内訳(14日超)

都道府県名

	基 準 額												合 計				
	人身取引被害者分				同伴児加算分				同伴者加算分					同伴者単独分			
	実人員 人	延人員 人	延人員× 単価(a) 円	実人員 人	延人員 人	延人員× 単価(b) 円	実人員 人	延人員 人	延人員× 単価(c) 円	実人員 人	児童 延人員 人	児童 延人員× 単価(d) 円		実人員 人	児童以外の者 延人員 人	児童以外の者 延人員× 単価(e) 円	(a)+(b)+(c)+ (d)+(e) 円
4月																	
5月																	
6月																	
7月																	
8月																	
9月																	
10月																	
11月																	
12月																	
1月																	
2月																	
3月																	
計																	

旧

新

略

新

旧

略

様式6

平成 年度一時保護委託計画

都道府県名

1 平成 年度委託契約施設数

施設名	委託人員	委託延べ人員	平均委託日数

※委託人員及び委託延べ人員には、同伴する家族も含む。

様式7

要保護女子の一時保護委託費算定内訳(14日以内)

都道府県名

	基 準 額												合 計				
	要保護女子分			同伴児加算分			同伴者加算分			児童 同伴者単独分							
	実人員 人	延人員 人	延人員× 単価(a) 円	実人員 人	延人員 人	延人員× 単価(b) 円	実人員 人	延人員 人	延人員× 単価(c) 円	児童 実人員 人	児童 延人員 人	児童 延人員× 単価(d) 円		児童以外の者 実人員 人	児童以外の者 延人員 人	児童以外の者 延人員× 単価(e) 円	(a)+(b)+(c)+ (d)+(e) 円
4月																	
5月																	
6月																	
7月																	
8月																	
9月																	
10月																	
11月																	
12月																	
1月																	
2月																	
3月																	
計																	

四

新

略

要保護女子の一時保護委託費算定内訳(14日超)

都道府県名

	基 準 額												合 計				
	要保護女子分				同伴児加算分				児童		同伴者単独分			児童以外の者			
	実人員 人	延人員 人	延人員× 単価(a) 円	実人員 人	延人員 人	延人員× 単価(b) 円	実人員 人	延人員 人	延人員× 単価(c) 円	実人員 人	延人員 人	延人員× 単価(d) 円			実人員 人	延人員 人	延人員× 単価(e) 円
4月																	
5月																	
6月																	
7月																	
8月																	
9月																	
10月																	
11月																	
12月																	
1月																	
2月																	
3月																	
計																	

四

新

略

新

旧

略

様式9

平成 年度一時保護委託計画

都道府県名

1 平成 年度委託契約施設数

施設名	委託人員	委託延べ人員	平均委託日数

※委託人員及び委託延べ人員には、同伴する家族も含む。

新

様式10  
心理療法担当職員(常勤職員)算定額算出内訳

人 件 費 管 理 費	(1) 給与 実支出予定額	施設名 (地域手当)					住居手当	通勤手当	計	期末勤勉 手当加算	金額
		給 与									
		氏名	本 俸	特殊業務 手当	扶養手当	地域手当					
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	
					(ア)				(ウ)		
	基 準 額				(イ)						
		(ア)又は(イ)の低い方の額								(エ)	
	小 計	(エ)×12月								(ア)	
	(2) 期末勤勉手当	((ウ)+(エ))×3.95月									
	(5) 超過勤務手当										
	(6) 住居手当										
	(7) 通勤手当										
	(10) 年休代替要員費										
	(13) 社会保険料 事業主負担金	(エ)×12月×0.18844									
	小 計									(B)	
	(16) 旅 費										
	(17) 庁 費										
	(19) 職員研修費										
	(21) 職員健康管理費										
	(24) 業務省力化等 勤務条件改善費	直接処遇職員分 円									
	小 計									(C)	
	計	(A) + (B) + (C)								(D)	
		(D) 取扱定員×12月								(E)	
		心理療法担当職員加算限度額								(F)	
		(E)又は(F)の低い方の額								(G)	
	基準額	(G)×取扱定員×12月								(H)	

旧

様式10  
心理療法担当職員(常勤職員)算定額算出内訳

人 件 費 管 理 費	(1) 給与 実支出予定額	施設名 (地域手当)					住居手当	通勤手当	計	期末勤勉 手当加算	金額
		給 与									
		氏名	本 俸	特殊業務 手当	扶養手当	地域手当					
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	
					(ア)				(ウ)		
	基 準 額				(イ)						
		(ア)又は(イ)の低い方の額								(エ)	
	小 計	(エ)×12月								(A)	
	(2) 期末勤勉手当	((ウ)+(エ))×4.15月									
	(5) 超過勤務手当										
	(6) 住居手当										
	(7) 通勤手当										
	(10) 年休代替要員費										
	(13) 社会保険料 事業主負担金	(エ)×12月×0.17970									
	小 計									(B)	
	(16) 旅 費										
	(17) 庁 費										
	(19) 職員研修費										
	(21) 職員健康管理費										
	(24) 業務省力化等 勤務条件改善費	直接処遇職員分 円									
	小 計									(C)	
	計	(A) + (B) + (C)								(D)	
		(D) 取扱定員×12月								(E)	
		心理療法担当職員加算限度額								(F)	
		(E)又は(F)の低い方の額								(G)	
	基準額	(G)×取扱定員×12月								(H)	



新

旧

略

別紙様式3

番  
平成 年 月 日  
号

地方厚生(支)局長 殿

都 道 府 県 知 事 印

平成 年度婦人保護費負担(補助)金にかかる実績報告書について

平成 年度 月 日厚生労働省発雇児第 号をもって交付された標記補助金等の事業実績について、次の関係書類を添えて報告する。

関 係 書 類

- (1) 平成 年度婦人保護費精算書(別紙1)
- (2) 平成 年度婦人保護事業実施状況報告(別紙2)
- (3) 平成 年度関係事業費都道府県歳入歳出決算書(見込書)抄本

区分	支出済(A)		基準額(B)		国庫補助基 準額(A)又は(B) のうち少ない方の額 (C)	補助率 (D)	要国庫 補助額 (C)×(D) (E)	国庫補助金 交付決定額 (F)	国庫補助金 受入額 (G)	(G)の額の 流用増△減 額(H)	流用増△減 後における (F)の変更 額(I)	過不足額 (I)-(E)		
	金額	積算基礎	金額	種目内訳 積算基礎								不足額 (I)-(E)×0 のとき	超過額 (I)-(E)×0 のとき	
児童虐待等防止対策費														
I 婦人保護事業費負担金														
1 一時保護所保護費負担金														
(1) 事務費				内訳別紙1(2)		5/10								
(2) 事業費				内訳別紙1(4) 機械器具費 別表2		5/10								
II 婦人相談所運営費負担金														
婦人相談所運営費負担金				別表3		5/10								
III 婦人保護事業費補助金														
婦人保護施設運営費補助金														
(1) 事務費				別表1		5/10								
(2) 事業費				〃 機械器具費 別表2		5/10								

- (注) (1) (C)欄には、各種目ごとに(A)欄の額と(B)欄の額を比較して、いずれか低い方の額を計上すること。  
 (2) (G)欄には、(F)欄の額をそのまま計上すること。ただし、交付決定額全額を受け入れていない場合には、実際の受入済の額を計上すること。  
 (3) (H)欄には、交付要綱5の(1)により種目ごとの配分額の変更を行った場合、その流用増△減額を計上すること。  
 (4) (I)欄には、(H)欄により流用増△減により変更があった(F)欄の額について計上すること。  
 (5) 「過不足額」(I)欄には、流用増△減による(F)の変更額(I)欄から要国庫補助額(E)欄を差引き、その額が負の額となった場合に「不足額」欄に、その額が正の額となった場合に、「超過額(返還額)」欄にそれぞれ計上すること。

新

略

新

略

旧

別紙2

平成 年度 婦人保護事業実績報告  
都道府県名

区分	事業計画																																																																																																																											
婦人相談所 一時保護所	<p>1 職種別職員の配置状況 (申請年度4. 1. 現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職種区分</th> <th>所長</th> <th>医師 (嘱託医)</th> <th>事務員</th> <th>指導員</th> <th>看護師</th> <th>栄養士</th> <th>調理員等</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一時専 保護所兼</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 一時保護委託の算定内訳及び実績(様式1~3による)            3 人身取引被害者の一時保護委託の算定内訳及び実績(様式4~6による)            4 要保護女子の一時保護委託の算定内訳及び実績(様式7~9による)</p>	職種区分	所長	医師 (嘱託医)	事務員	指導員	看護師	栄養士	調理員等	計	一時専 保護所兼																																																																																																																	
	職種区分	所長	医師 (嘱託医)	事務員	指導員	看護師	栄養士	調理員等	計																																																																																																																			
一時専 保護所兼																																																																																																																												
婦人保護 施設	<p>1 施設名、経営主体、職員配置及び入所人員</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th rowspan="2">経営 主体</th> <th colspan="7">職員配置(申請年度4. 1. 現在)</th> <th rowspan="2">収容 定員</th> <th rowspan="2">収容予定 延人員 (月平均)</th> </tr> <tr> <th>専 別 設 の 長</th> <th>施 設 員</th> <th>事 務 員</th> <th>指 導 員</th> <th>看 護 師</th> <th>栄 養 士</th> <th>調 理 員 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>2 各施設ごとの入所者に対する生活指導及び職業指導の実施状況</p> <p>3 精神科医雇上費算定基礎内訳</p> <p style="text-align: right;">施設名 _____</p> <p>(1)入所者のうち対象者の占める割合 (申請年度4. 1. 現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">定員</th> <th colspan="2">現 員</th> <th rowspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>加算対象者</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 対象者とは、入院治療の必要はないが、精神に障害のある者(精神科通院により、投薬治療を受けている者及び施設内において専門医の処方を受けている者)をいう。</p> <p>(2)加算内訳</p> <table border="1"> <tr> <td>加算額</td> <td>(基準単価)</td> <td>(雇上回数)</td> </tr> <tr> <td>@</td> <td>円 ×</td> <td>/回 = 円</td> </tr> </table> <p>4 人身取引被害者支援のための通訳者及びケースワーカー雇上費</p> <p>(1)通訳者雇上費加算算定内訳</p> <table border="1"> <tr> <td>加算額</td> <td>(基準日額単価)</td> <td>(雇上日数)</td> </tr> <tr> <td>@</td> <td>円 ×</td> <td>/日 = 円</td> </tr> </table> <p>(2)ケースワーカー雇上費加算算定内訳</p> <table border="1"> <tr> <td>加算額</td> <td>(基準日額単価)</td> <td>(雇上日数)</td> </tr> <tr> <td>@</td> <td>円 ×</td> <td>/日 = 円</td> </tr> </table>	施設名	経営 主体	職員配置(申請年度4. 1. 現在)							収容 定員	収容予定 延人員 (月平均)	専 別 設 の 長	施 設 員	事 務 員	指 導 員	看 護 師	栄 養 士	調 理 員 等																																																																														定員	現 員		計	加算対象者	その他	人	人	人	人	加算額	(基準単価)	(雇上回数)	@	円 ×	/回 = 円	加算額	(基準日額単価)	(雇上日数)	@	円 ×	/日 = 円	加算額	(基準日額単価)	(雇上日数)	@	円 ×	/日 = 円
施設名	経営 主体			職員配置(申請年度4. 1. 現在)									収容 定員	収容予定 延人員 (月平均)																																																																																																														
		専 別 設 の 長	施 設 員	事 務 員	指 導 員	看 護 師	栄 養 士	調 理 員 等																																																																																																																				
定員	現 員		計																																																																																																																									
	加算対象者	その他																																																																																																																										
人	人	人	人																																																																																																																									
加算額	(基準単価)	(雇上回数)																																																																																																																										
@	円 ×	/回 = 円																																																																																																																										
加算額	(基準日額単価)	(雇上日数)																																																																																																																										
@	円 ×	/日 = 円																																																																																																																										
加算額	(基準日額単価)	(雇上日数)																																																																																																																										
@	円 ×	/日 = 円																																																																																																																										

新	旧																																																																																						
略	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="font-size: small; margin: 0;">婦人相談所 一時保護所 及び婦人保 護施設</p> <p>1 各施設ごとの夜間警備体制の強化に対する対応実施状況</p> <p>(1)併設(婦人相談所一時保護所・婦人保護施設)の有無 <span style="float: right;">有・無</span></p> <p>(2)警備形態及び費用内訳 (一時保護所)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <thead> <tr> <th>警備形態</th> <th>現員数</th> <th>基準単価</th> <th>委託回数(月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>雇上費用</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>委託費用</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>機械警備等</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(婦人保護施設)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <thead> <tr> <th>警備形態</th> <th>現員数</th> <th>基準単価</th> <th>委託回数(月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>雇上費用</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>委託費用</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>機械警備等</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>2 各施設ごとの心理療法担当職員の配置状況</p> <p>(1)婦人相談所一時保護所</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <tr> <td style="width: 20%;">加算額</td> <td style="width: 10%;">(基準単価)</td> <td style="width: 10%;">(雇上月数)</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>@</td> <td>円</td> <td>x</td> <td>/12月</td> <td>=</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(2)婦人保護施設 ※該当する番号に○印を記入すること。</p> <p>1 常勤職員 (様式10による)</p> <p>2 常勤的非常勤職員</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <tr> <td style="width: 20%;">加算額</td> <td style="width: 10%;">(基準単価)</td> <td style="width: 10%;">(雇上月数)</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>@</td> <td>円</td> <td>x</td> <td>/12月</td> <td>=</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>3 非常勤職員</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <tr> <td style="width: 20%;">加算額</td> <td style="width: 10%;">(基準単価)</td> <td style="width: 10%;">(雇上月数)</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>@</td> <td>円</td> <td>x</td> <td>/12月</td> <td>=</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>3 同伴児童対応等指導員の配置状況及び計画</p> <p>(1)同伴児童の在所実績 ※一時保護委託した児童数は除く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <tr> <td style="width: 80%;">実施年度における児童の在所実績</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td>年間在所延べ人員</td> <td style="text-align: right;">人(A)</td> </tr> <tr> <td>1日平均在所人員(A/365)</td> <td style="text-align: right;">人</td> </tr> </table> </div>	警備形態	現員数	基準単価	委託回数(月)	雇上費用				委託費用				機械警備等				警備形態	現員数	基準単価	委託回数(月)	雇上費用				委託費用				機械警備等				加算額	(基準単価)	(雇上月数)						@	円	x	/12月	=	円			加算額	(基準単価)	(雇上月数)						@	円	x	/12月	=	円			加算額	(基準単価)	(雇上月数)						@	円	x	/12月	=	円			実施年度における児童の在所実績		年間在所延べ人員	人(A)	1日平均在所人員(A/365)	人
警備形態	現員数	基準単価	委託回数(月)																																																																																				
雇上費用																																																																																							
委託費用																																																																																							
機械警備等																																																																																							
警備形態	現員数	基準単価	委託回数(月)																																																																																				
雇上費用																																																																																							
委託費用																																																																																							
機械警備等																																																																																							
加算額	(基準単価)	(雇上月数)																																																																																					
@	円	x	/12月	=	円																																																																																		
加算額	(基準単価)	(雇上月数)																																																																																					
@	円	x	/12月	=	円																																																																																		
加算額	(基準単価)	(雇上月数)																																																																																					
@	円	x	/12月	=	円																																																																																		
実施年度における児童の在所実績																																																																																							
年間在所延べ人員	人(A)																																																																																						
1日平均在所人員(A/365)	人																																																																																						

新

略

旧

(2) 配置の状況  
(1) 婦人相談所一時保護所

加算額	(基準単価)	(雇上月数)			
	@	円	×	/12月	= 円
加算額(2人目) ※2人配置の場合のみ	@	円	×	/12月	= 円
計					円

(2) 婦人保護施設

加算額	(基準単価)	(雇上月数)			
	@	円	×	/12月	= 円
加算額(2人目) ※2人配置の場合のみ	@	円	×	/12月	= 円
計					円

新

旧

略

内訳別紙1

平成 年度婦人保護事業実施状況報告

1 一時保護所費支出状況調等  
(1)職員月別配置状況

区 分	3. 31													
	配置数	/4	5	6	7	8	9	10	11	12	/1	2	3	
調理員数														
その他の職員														

(注) 年度中途において職員の異動が行われた場合は、異動した前任者の職氏名及び新任者の職氏名、本俸諸手当(月額)並びに異動年月日を欄外余白に付記すること。

新

旧

(2)施設(一時保護所)事務費算定内訳

(2)施設(一時保護所)事務費算定内訳

①標準国庫補助基本分

①標準国庫補助基本分

支出済額		施設名 (地域手当)															
経費の種類	円	年4月1日現在職員現員						給与				住居手当	通勤手当	計	期末勤勉手当加算	金額	
		職種	氏名	本俸	特殊業務手当	扶養手当	地域手当	小計	地域手当	小計	地域手当						小計
給与	支	専兼			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	/
		専兼															
		専兼															
		専兼															
		計						(ア)							(ウ)		
期末勤勉手当	与	施設長	人														/
		事務員	人														
		指導員	人														
		看護師	人														
		栄養士	人														
		職員小計	人					(イ)									
		(ア)又は(イ)の低いほうの額														(エ)	
小計		(エ)×12月														(A)	
扶養手当	費	(2)期末勤勉手当 ((ウ)+(エ))×3.95月															
		(3)管理職手当															
		(4)管理職員特別勤務手当															
		(5)超過勤務手当															
		(6)住居手当															
		(7)通勤手当															
		(8)非常勤調理員等															
		(9)非常勤調理員等年休代替要員費															
		(10)年休代替要員費															
		(11)調理員等年休代替要員費															
		(12)看護代替経費															
		(13)社会保険料事業主負担金 (エ)×12月×0.18844															
		小計															
寒冷地手当	管	(14)嘱託医手当															
		(15)宿直業務改善費															
		(16)旅費															
		(17)庁費															
		(18)特別管理費															
		(19)職員研修費															
		(20)被服手当															
		(21)職員健康管理費															
		(22)各所修繕費															
		(23)保健衛生費															
旅費	理	(24)業務省力化等勤務条件改善費 直接処遇職員分 円 + 調理員分 円															
		(25)非常勤職員処遇改善費															

支出済額		施設名 (地域手当)													級地		
経費の種類	円	年4月1日現在職員現員						給与				住居手当	通勤手当	計	期末勤勉手当加算	金額	
		職種	氏名	本俸	特殊業務手当	扶養手当	地域手当	小計	地域手当	小計	地域手当						小計
給与	支	専兼			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	/
		専兼															
		専兼															
		専兼															
		計						(ア)							(ウ)		
期末勤勉手当	与	施設長	人														/
		事務員	人														
		指導員	人														
		看護師	人														
		栄養士	人														
		職員小計	人					(イ)									
		(ア)又は(イ)の低いほうの額														(エ)	
小計		(エ)×12月														(A)	
扶養手当	費	(2)期末勤勉手当 ((ウ)+(エ))×4.15月															
		(3)管理職手当															
		(4)管理職員特別勤務手当															
		(5)超過勤務手当															
		(6)住居手当															
		(7)通勤手当															
		(8)非常勤調理員等															
		(9)非常勤調理員等年休代替要員費															
		(10)年休代替要員費															
		(11)調理員等年休代替要員費															
		(12)看護代替経費															
		(13)社会保険料事業主負担金 (エ)×12月×0.17970															
		小計															
寒冷地手当	管	(14)嘱託医手当															
		(15)宿直業務改善費															
		(16)旅費															
		(17)庁費															
		(18)特別管理費															
		(19)職員研修費															
		(20)被服手当															
		(21)職員健康管理費															
		(22)各所修繕費															
		(23)保健衛生費															
旅費	理	(24)業務省力化等勤務条件改善費 直接処遇職員分 円 + 調理員分 円															
		(25)非常勤職員処遇改善費															

新

旧

	(26) 苦情解決対策経費		
	(27) 調理業務外部委託費		
	小計		(C)
印刷製本費	計	(A) + (B) + (C)	(D)
〇〇費		(D) 取扱定員×12月 別紙1 交付基準の施設事務費基準限度額	(E)
		(E)又は(F)の低い方の額 (G)×取扱定員×12月	(H)
〇〇費	寒冷地手当	実支給額 算定基準による算定額(内訳別紙)	(I)
		(I)又は(J)の低い方の額	(K)
〇〇費	夜間警備体制強化加算費	実支出額 算定基準による算定額	(L)
		(L)又は(M)の低い方の額	(N)
〇〇費	施設機能強化推進費	実支出額 限度額(75万円)(ただし、一時保護所については45万円)	(O)
		(O)又は(P)の低い方の額	(Q)
〇〇費	事務用冬期採暖費	(北海道所在施設のみ) 円×取扱定員	(R)
		実支出額	(S)
〇〇費	入所者処遇特別加算費	算定基準による算定額	(T)
		(S)又は(T)の低い方の額	(U)
〇〇費	単身赴任手当	実支出額 算定基準による算定額	(V)
		(V)又は(W)の低い方の額	(X)
〇〇費	精神科医雇上費	実支出額 算定基準による算定額(別紙婦人保護事業実績報告)	(Y)
		(Y)又は(Z)の低い方の額	(a)
〇〇費	降灰除去費	実支出額 算定基準による算定額	(b)
		(b)又は(c)の低い方の額	(d)
〇〇費	心理療法担当職員加算	実支出額 算定基準による算定額(別紙婦人保護事業実績報告)	(e)
		(e)又は(f)の低い方の額	(g)
〇〇費	同伴児童対応等指導員雇上費加算	実支出額 算定基準による算定額(別紙婦人保護事業実績報告)	(h)
		(h)又は(i)の低い方の額	(j)
〇〇費	通訳者雇上費加算	実支出計画額 算定基準による算定額(別紙婦人保護事業実績報告)	(k)
		(k)又は(l)の低い方の額	(m)
〇〇費	ケースワーカー雇上費加算	実支出計画額 算定基準による算定額(別紙婦人保護事業実績報告)	(n)
		(n)又は(o)の低い方の額	(p)
〇〇費	一時保護委託費	実支出計画額 算定基準による算定額(別紙婦人保護事業実績報告:様式1+2)	(q)
		(q)又は(r)の低い方の額	(s)
〇〇費	人身取引被害者の一時保護委託費	実支出計画額 算定基準による算定額(別紙婦人保護事業実績報告:様式4+5)	(t)
		(t)又は(u)の低い方の額	(v)
〇〇費	要保護女子の一時保護委託費	実支出計画額 算定基準による算定額(別紙婦人保護事業実績報告:様式7+8)	(w)
		(w)又は(x)の低い方の額	(y)
〇〇費	合計	(H)+(K)+(N)+(Q)+(R)+(U)+(X)+(a)+(d)+(g)+(j)+(m)+(p)+(s)+(v)+(y)	(z)
	民間施設給与等改善費	(民間経営施設のみ) (z)×(別に定める加算率)	(AA)
〇〇費	標準国庫補助基本額	(z) + (AA)	(BB)

	(26) 苦情解決対策経費		
	(27) 調理業務外部委託費		
	小計		(C)
印刷製本費	計	(A) + (B) + (C)	(D)
〇〇費		(D) 取扱定員×12月 別紙1 交付基準の施設事務費基準限度額	(E)
		(E)又は(F)の低い方の額 (G)×取扱定員×12月	(H)
〇〇費	寒冷地手当	実支給額 算定基準による算定額(内訳別紙)	(I)
		(I)又は(J)の低い方の額	(K)
〇〇費	夜間警備体制強化加算費	実支出額 算定基準による算定額	(L)
		(L)又は(M)の低い方の額	(N)
〇〇費	施設機能強化推進費	実支出額 限度額(75万円)(ただし、一時保護所については45万円)	(O)
		(O)又は(P)の低い方の額	(Q)
〇〇費	事務用冬期採暖費	(北海道所在施設のみ) 円×取扱定員	(R)
		実支出額	(S)
〇〇費	入所者処遇特別加算費	算定基準による算定額	(T)
		(S)又は(T)の低い方の額	(U)
〇〇費	単身赴任手当	実支出額 算定基準による算定額	(V)
		(V)又は(W)の低い方の額	(X)
〇〇費	精神科医雇上費	実支出額 算定基準による算定額(別紙婦人保護事業実績報告)	(Y)
		(Y)又は(Z)の低い方の額	(a)
〇〇費	降灰除去費	実支出額 算定基準による算定額	(b)
		(b)又は(c)の低い方の額	(d)
〇〇費	心理療法担当職員加算	実支出額 算定基準による算定額(別紙婦人保護事業実績報告)	(e)
		(e)又は(f)の低い方の額	(g)
〇〇費	同伴児童対応等指導員雇上費加算	実支出額 算定基準による算定額(別紙婦人保護事業実績報告)	(h)
		(h)又は(i)の低い方の額	(j)
〇〇費	通訳者雇上費加算	実支出計画額 算定基準による算定額(別紙婦人保護事業実績報告)	(k)
		(k)又は(l)の低い方の額	(m)
〇〇費	ケースワーカー雇上費加算	実支出計画額 算定基準による算定額(別紙婦人保護事業実績報告)	(n)
		(n)又は(o)の低い方の額	(p)
〇〇費	一時保護委託費	実支出計画額 算定基準による算定額(別紙婦人保護事業実績報告:様式1+2)	(q)
		(q)又は(r)の低い方の額	(s)
〇〇費	人身取引被害者の一時保護委託費	実支出計画額 算定基準による算定額(別紙婦人保護事業実績報告:様式4+5)	(t)
		(t)又は(u)の低い方の額	(v)
〇〇費	要保護女子の一時保護委託費	実支出計画額 算定基準による算定額(別紙婦人保護事業実績報告:様式7+8)	(w)
		(w)又は(x)の低い方の額	(y)
〇〇費	合計	(H)+(K)+(N)+(Q)+(R)+(U)+(X)+(a)+(d)+(g)+(j)+(m)+(p)+(s)+(v)+(y)	(z)
	民間施設給与等改善費	(民間経営施設のみ) (z)×(別に定める加算率)	(AA)
〇〇費	標準国庫補助基本額	(z) + (AA)	(BB)

(注)1 算定内訳において円未満の端数がある場合、これを切り捨てること。  
 2 (1)給与において新成年度4月1日以降当該施設職員に増減があった場合(1カ月以内における増減を除く)、その事実の生じた日の属する月の翌月から改定することとなること。

(注)1 算定内訳において円未満の端数がある場合、これを切り捨てること。  
 2 (1)給与において新成年度4月1日以降当該施設職員に増減があった場合(1カ月以内における増減を除く)、その事実の生じた日の属する月の翌月から改定することとなること。



新

② 指導員加算分

支出済額		施設名 (地域手当)												金額			
経費の種類	金額	年4月1日現在職員現員												期末勤勉手当加算	金額		
		職種	氏名	本俸	特殊業務手当	扶養手当	地域手当	小計	住居手当	通勤手当	計	給与	給与				
人件費	円	(1) 支出	専兼		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	/
		専兼															
		専兼															
		専兼															
		計										(ア)			(ウ)		
		基準額															
		指導員										(イ)					
		小計		(ア)又は(イ)の低い方の額											(エ)		
		費		(エ)×12月											(A)		
		費		(2) 期末勤勉手当 ((ウ)+(エ))×3.95月													
費		(5) 超過勤務手当															
費		(6) 住居手当															
費		(7) 通勤手当															
費		(10) 年休代替要員費															
費		(13) 社会保険料事業主負担金 (エ)×12月×0.18844															
費		小計											(B)				
費		(16) 旅費															
費		(17) 庁費															
費		(19) 職員研修費															
費		(21) 職員健康管理費															
費		(24) 業務省力化等勤務条件改善費 直接処遇職員分 円															
費		小計											(C)				
費		計 (A) + (B) + (C)											(D)				
費		(D)															
費		取扱定員×12月											(E)				
費		別紙1 交付基準の施設事務費基準限度額											(F)				
費		(E)又は(F)の低い方の額											(G)				
費		(G)×取扱定員×12月											(H)				
費		寒地手当 実支給額											(I)				
費		算定基準による算定額(内訳別紙)											(J)				
費		(I)又は(J)の低い方の額											(K)				
費		合計 (H) + (K)											(L)				
費		民間施設給与等改善費 (民間経営施設のみ) (L)×(別に定める加算率)											(M)				
費		標準国庫補助基本額 (L) + (M)											(N)				

③ 合計

事務費算定基準額	標準国庫補助基準額 + 指導員加算額
----------	--------------------

旧

② 指導員加算分

支出済額		施設名 (地域手当)												金額			
経費の種類	金額	年4月1日現在職員現員												期末勤勉手当加算	金額		
		職種	氏名	本俸	特殊業務手当	扶養手当	地域手当	小計	住居手当	通勤手当	計	給与	給与				
人件費	円	(1) 支出	専兼		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	/
		専兼															
		専兼															
		専兼															
		計										(ア)			(ウ)		
		基準額															
		指導員										(イ)					
		小計		(ア)又は(イ)の低い方の額											(エ)		
		費		(エ)×12月											(A)		
		費		(2) 期末勤勉手当 ((ウ)+(エ))×4.15月													
費		(5) 超過勤務手当															
費		(6) 住居手当															
費		(7) 通勤手当															
費		(10) 年休代替要員費															
費		(13) 社会保険料事業主負担金 (エ)×12月×0.17970															
費		小計											(B)				
費		(16) 旅費															
費		(17) 庁費															
費		(19) 職員研修費															
費		(21) 職員健康管理費															
費		(24) 業務省力化等勤務条件改善費 直接処遇職員分 円															
費		小計											(C)				
費		計 (A) + (B) + (C)											(D)				
費		(D)															
費		取扱定員×12月											(E)				
費		別紙1 交付基準の施設事務費基準限度額											(F)				
費		(E)又は(F)の低い方の額											(G)				
費		(G)×取扱定員×12月											(H)				
費		寒地手当 実支給額											(I)				
費		算定基準による算定額(内訳別紙)											(J)				
費		(I)又は(J)の低い方の額											(K)				
費		合計 (H) + (K)											(L)				
費		民間施設給与等改善費 (民間経営施設のみ) (L)×(別に定める加算率)											(M)				
費		標準国庫補助基本額 (L) + (M)											(N)				

③ 合計

事務費算定基準額	標準国庫補助基準額 + 指導員加算額
----------	--------------------

日

(3) 月別入所延人員

要保護 女子等	乳 児	幼 児	／4	5	6	7	8	9	10	小計	11	12	／1	2	3	小計	合計

新

略

(4)施設(一時保護所)事業費算定内訳

施設名

経費の種類	支出済額 円		基		准		額											
			要保護 女子等分 円	乳児分 円	幼児分 円	冬期加算 円	期末一時 扶助費 円	妊婦加算 6月未満 円	妊婦加算 6月以上 円	産婦加算 円	母子加算 円	被服加算 円	社会適応 訓練費 円	同伴児童 経費 円	人身取引被 害者支援医 療費	計 円		
食料費		4月																
光熱水費		5月																
燃料費		6月																
消耗品費		7月																
〇〇〇費		8月																
〇〇〇費		9月																
		10月																
		11月																
		12月																
		1月																
		2月																
		3月																
		計																

(注) 婦人保護施設分については、「かいた婦人の村」委託分を本算定方式に準じて明記すること。

新

略

///

内訳別紙

寒冷地手当基準額算定内訳

施設(一時保護所)

区分	本徳十特殊業務手当 十扶養手当(月額)	員数	単価	所要額	備考
(1)定額 世帯主 (扶養親族3人以上) 世帯主 (扶養親族1人又は2人) 準世帯主 (扶養親族なし) 非世帯主	/			円	級地
(2)加算額 世帯主 準世帯主 非世帯主	/				
合計				円	

(注) (2)加算額欄については、旧寒冷地に属する場合のみ記載すること。

旧

新

略

新

旧

略

2 婦人保護施設運営費支出状況調

支出状況調の様式は、前記「一時保護所費支出状況調等」に準じて作成すること。

なお、都道府県に婦人保護施設が2施設以上ある場合及び「かにた婦人の村」に措置委託を行っている場合には各施設ごとに作成するほか、次の様式による総括表を作成すること。

別表1

婦 人 保 護 施 設 運 営 費 総 括 表

区分 施設名	支出額			交付基準算定額			備 考
	事務費 円	事業費 円	計 円	事務費 円	事業費 円	計 円	
○○施設							
かにた婦人の村							事務費等算出内訳 (1)事務費 円 × 月 × 人 = 円 月額 (2)民改費 円 (1) × 率 = 円 計 ((1)+(2)) 円
計							

旧

新

略



新	旧																																																			
略	<p>別表3 婦人相談所運営費</p> <p>ア 所要額算出調書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">区 分</th> <th style="width: 15%;">対象経費の 支出予定額</th> <th style="width: 35%;">左の算出内訳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 婦人相談所活動費</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>    (1)旅費</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>    (2)役務費         (通信運搬費)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 外国人婦女子緊急 一時保護経費</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>    (1)旅費</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>    (2)役務費         (通信運搬費)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>    (3)通訳雇上費</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>    (4)人身取引被害者の医療費</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 広域措置費</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>    (1)旅費</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>    (2)需用費         (燃料費)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>    (3)役務費         (通信運搬費)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 相談・一時保護同伴児童経費</td> <td></td> <td> <div style="text-align: right;">           基準額 <input style="width: 50px;" type="text"/> 円         </div> <div style="text-align: right; margin-top: 5px;"> <math>\left( \begin{array}{ccc} \text{日額} &amp; &amp; \text{年間同伴児童延人数} \\ \hline 180\text{円} &amp; \times &amp; \text{人} \end{array} \right)</math> </div> </td> </tr> <tr> <td>    (1)備品購入費</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>    (2)需用費         (消耗品費)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	対象経費の 支出予定額	左の算出内訳	1 婦人相談所活動費			(1)旅費			(2)役務費 (通信運搬費)			2 外国人婦女子緊急 一時保護経費			(1)旅費			(2)役務費 (通信運搬費)			(3)通訳雇上費			(4)人身取引被害者の医療費			3 広域措置費			(1)旅費			(2)需用費 (燃料費)			(3)役務費 (通信運搬費)			4 相談・一時保護同伴児童経費		<div style="text-align: right;">           基準額 <input style="width: 50px;" type="text"/> 円         </div> <div style="text-align: right; margin-top: 5px;"> <math>\left( \begin{array}{ccc} \text{日額} &amp; &amp; \text{年間同伴児童延人数} \\ \hline 180\text{円} &amp; \times &amp; \text{人} \end{array} \right)</math> </div>	(1)備品購入費			(2)需用費 (消耗品費)			合 計		
区 分	対象経費の 支出予定額	左の算出内訳																																																		
1 婦人相談所活動費																																																				
(1)旅費																																																				
(2)役務費 (通信運搬費)																																																				
2 外国人婦女子緊急 一時保護経費																																																				
(1)旅費																																																				
(2)役務費 (通信運搬費)																																																				
(3)通訳雇上費																																																				
(4)人身取引被害者の医療費																																																				
3 広域措置費																																																				
(1)旅費																																																				
(2)需用費 (燃料費)																																																				
(3)役務費 (通信運搬費)																																																				
4 相談・一時保護同伴児童経費		<div style="text-align: right;">           基準額 <input style="width: 50px;" type="text"/> 円         </div> <div style="text-align: right; margin-top: 5px;"> <math>\left( \begin{array}{ccc} \text{日額} &amp; &amp; \text{年間同伴児童延人数} \\ \hline 180\text{円} &amp; \times &amp; \text{人} \end{array} \right)</math> </div>																																																		
(1)備品購入費																																																				
(2)需用費 (消耗品費)																																																				
合 計																																																				



新

旧

略

イ 事業実績

1 婦人相談所活動費(移送費)

要保護女子等(人数)	職員(人数)

2 外国人婦女子緊急一時保護経費

入国管理局への移送件数	通訳雇上件数

人身取引被害者の医療費対応人数

3 広域措置費

広域措置実施件数	件
要保護女子等(人数)	人
付き添い職員(人数)	人

4 相談・一時保護同伴児童経費(購入備品)

--

新

旧

略

様式3

平成 年度一時保護委託実績

都道府県名

1 平成 年度委託契約施設数

施設名	委託人員	委託延べ人員	平均委託日数

※委託人員及び委託延べ人員には、同伴する家族も含む。

新

旧

略

様式6

平成 年度一時保護委託実績

都道府県名

1 平成 年度委託契約施設数

施設名	委託人員	委託延べ人員	平均委託日数

※委託人員及び委託延べ人員には、同伴する家族も含む。

新

旧

略

様式9

平成 年度一時保護委託実績

都道府県名

1 平成 年度委託契約施設数

施設名	委託人員	委託延べ人員	平均委託日数

※委託人員及び委託延べ人員には、同伴する家族も含む。

新

様式10

心理療法担当職員(常勤職員)算定額算出内訳

人 件 費 管 理 費	実支出額	氏名	施設名 (地域手当)					住居手当	通勤手当	計	期末勤勉手当加算	金額
			給 与									
			本 俸	特殊業務手当	扶養手当	地域手当	小 計					
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	
										(ア)	(ウ)	
		基 準 額								(イ)		
			(ア)又は(イ)の低い方の額								(エ)	
		小 計	(エ)×12月								(ア)	
		(2) 期末勤勉手当	((ウ)+(エ))×3.95月									
		(5) 超過勤務手当										
		(6) 住居手当										
		(7) 通勤手当										
		(10) 年休代替要員費										
		(13) 社会保険料 事業主負担金	(エ)×12月×0.18844									
		小 計									(B)	
		(16) 旅 費										
		(17) 庁 費										
		(19) 職員研修費										
		(21) 職員健康管理費										
		(24) 業務省力化等 勤務条件改善費	直接処遇職員分		円							
		小 計									(C)	
		計	(A) + (B) + (C)								(D)	
			(D)								(E)	
			取扱い定員×12月								(F)	
			心理療法担当職員加算限度額								(F)	
			(E)又は(F)の低い方の額								(G)	
		基準額	(G)×取扱い定員×12月								(H)	

旧

様式10

心理療法担当職員(常勤職員)算定額算出内訳

人 件 費 管 理 費	実支出額	氏名	施設名 (地域手当)					住居手当	通勤手当	計	期末勤勉手当加算	金額
			給 与									
			本 俸	特殊業務手当	扶養手当	地域手当	小 計					
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	
										(ア)	(ウ)	
		基 準 額								(イ)		
			(ア)又は(イ)の低い方の額								(エ)	
		小 計	(エ)×12月								(A)	
		(2) 期末勤勉手当	((ウ)+(エ))×4.15月									
		(5) 超過勤務手当										
		(6) 住居手当										
		(7) 通勤手当										
		(10) 年休代替要員費										
		(13) 社会保険料 事業主負担金	(エ)×12月×0.17970									
		小 計									(B)	
		(16) 旅 費										
		(17) 庁 費										
		(19) 職員研修費										
		(21) 職員健康管理費										
		(24) 業務省力化等 勤務条件改善費	直接処遇職員分		円							
		小 計									(C)	
		計	(A) + (B) + (C)								(D)	
			(D)								(E)	
			取扱い定員×12月								(F)	
			心理療法担当職員加算限度額								(F)	
			(E)又は(F)の低い方の額								(G)	
		基準額	(G)×取扱い定員×12月								(H)	